

1. 件名：「日本原燃(株)の保安規定変更認可申請に係るヒアリング（再処理施設、廃棄物管理施設、MOX 施設、濃縮施設、廃棄物埋設施設）（2）」

2. 日時：令和4年5月13日（金） 13時30分～16時20分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

古作企画調査官、大橋上席安全審査官、藤原主任安全審査官、大岡安全審査官、瀬戸川安全審査専門職、高梨安全審査専門職、清水係員

研究炉等審査部門

菅生主任安全審査官

青森地域原子力規制総括調整官事務所

服部原子力規制総括調整官

六ヶ所原子力規制事務所

鈴木原子力運転検査官

日本原燃株式会社 榎 執行役員 安全・品質本部副本部長 他8名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料

なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和4年4月15日）

「日本原燃(株)から再処理事業所再処理施設に係る保安規定の変更認可申請を受理」

[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/REP/180000104.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000104.html)

- ・ 日本原燃株式会社 高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター 規制法令及び通達に係る文書（令和4年4月15日）

「日本原燃(株)から再処理事業所廃棄物管理施設に係る保安規定の変更認可申請を受理」

[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/REP/180000103.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000103.html)

- ・ 日本原燃株式会社 MOX 燃料工場 規制法令及び通達に係る文書（令和4年4月15日）

「日本原燃(株)から再処理事業所 MOX 燃料加工施設に係る保安規定の変更認可申請を受理」

[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/FAB/180000212.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000212.html)

- ・ 日本原燃株式会社 ウラン濃縮工場 規制法令及び通達に係る文書（令和4年4月15日）

「日本原燃(株)から濃縮・埋設事業所加工施設に係る保安規定の変更認可申請を受理」

[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/FAB/180000213.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000213.html)

- ・ 日本原燃株式会社 低レベル放射性廃棄物埋設センター 規制法令及び通達に係る文書（令和4年4月15日）

「日本原燃(株)から濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設に係る保安規定の変更認可申請を受理」

[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/WAS/170000119.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/WAS/170000119.html)

- ・ 令和4年4月15日  
「日本原燃(株) 再処理施設、廃棄物管理施設、MOX 施設、濃縮施設、廃棄物埋設施設の保安規定変更認可申請に関する資料提出」
- ・ 令和4年4月26日  
「日本原燃(株)濃縮施設の保安規定変更認可申請に関する資料提出」
- ・ 令和4年4月27日  
「日本原燃(株)廃棄物埋設施設の保安規定変更認可申請に関する資料提出」
- ・ 令和4年4月28日  
「日本原燃(株) 再処理施設、廃棄物管理施設、MOX 施設、濃縮施設、廃棄物埋設施設の保安規定変更認可申請に関する資料提出」
- ・ 令和4年5月11日  
「日本原燃(株) 再処理施設、廃棄物管理施設、MOX 施設、濃縮施設、廃棄物埋設施設の保安規定変更認可申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	等規制庁シミズですと、それではただいまから日本原燃とのヒアリングを開始します。
0:00:07	本日のヒアリングは、
0:00:09	令和
0:00:12	令和4年4月15日に申請があった本規定の変更認可申請について、資料をもとにヒアリングにて事実確認を行うものになります。
0:00:22	山崎清町側の出席者を紹介します。
0:00:25	と本庁会議室からオオハシフジワラ。
0:00:29	シミズほか、WEBからコサクオオオカタカナシ。
0:00:35	と素子をセット版は、
0:00:40	スズキ、
0:00:42	ハットリ、
0:00:44	以上になります。それは日本原燃の方から出席者を紹介した上、
0:00:49	ご紹介をお願いします。
0:00:55	でございます。出席者のご紹介いたします。アイピースポンプから、
0:01:01	クロイシハセガワ。
0:01:03	濃縮が、私デマチサカモトカッチ。
0:01:08	埋設が来るんだ。
0:01:10	最初がハヤミ、ボックスがアゴ。
0:01:13	なお総務部の盛本部長ですけども、本日、体調不良より涌井部長代理で出席いたしてございます。
0:01:23	出席者は以上です。
0:01:27	選挙オオハシです。
0:01:29	それでは始めたいと思います。今日の進行をですけれども、幾つかありますけれども、品質保安会議を最初にやって次再処理、
0:01:40	もう保安区域の件で埋設濃縮という順番で行いたいと思います。
0:01:46	まず品質保安会議の件で、
0:01:50	ですけれども、
0:01:52	資料のご提出いただけてますけれども、資料に関して、ポイントについて説明の方、いただけますでしょうか。
0:02:04	日本原電の牧でございます。
0:02:06	まず本日ヒアリングの時間を取っていただきましてありがとうございます。しかしながら、事前に提出させていただいた資料に、4月の19日にさせていただいた質問が漏れているという

0:02:20	お詫びさせていただくとともに、今後こうしたことがないようにしっかりと、我々責任者も含めてしっかりと、事前提出資料についての確認の上、提出をさせていただくということで対応して参りたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひします。それでは引き続き、
0:02:36	黒字の方から説明資料のポイントをご説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。
0:02:44	はい。日本原燃安全品質本部の黒石でございます。
0:02:48	それでは提示させていただきました補足説明資料に基づいてポイントをご説明させていただきます。
0:02:55	まず1ページ目でございますが
0:02:59	品質保安会議の議長の変更ということでこれまでの経緯をまずまとめさせていただきますいております。
0:03:05	そのあとに、具体的な変更の理由といたしまして、組織的な今回対応の強化としてこれまで進めてきた安全品質本部への組織の集約ということで、
0:03:17	変更の見直しを図っているということで記載しております。
0:03:21	またこの変更の妥当性でございますけれども、議長となる今回安全品質本部長がその職位として社長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の補佐。
0:03:32	これを実施することで、全社横断的に見ることができてリーダーシップを発揮できるものということで変更の方を行っております。
0:03:41	次のページいっていただきまして運用に関してでございますけれども、従前通り、これまでも社長会議の都度、新検査社長に報告を行っていることを、
0:03:53	それに伴いまして、運営状況につきましては社長から評価を受けるということになりますので、その活動に応じて、適切な評価、処分を受けるということに記載させていただきました。
0:04:05	またポツでございますけれども、品質保安会議議長の変更に伴う伴うことによりまして、これまで本市保安会品安全員総務省になっていた委員の役割、
0:04:17	これにつきましては非安全品質本部副本部長を、が担うということで紙にしております。
0:04:26	浦安全総務部長補佐する立場であるということでございますけれども、これまでは、社内規定の中でその委員であることを明確にするということ。それから、

0:04:37	持ち回り審議、これにつきましてもその中で明確にするとしておりましたけども、改めて保安規定上の扱いということを考えまして、副本部長が朴木素案会議の委員であること。
0:04:51	を明確にする上で保安規定の反映の方を行うということにしております。
0:04:55	具体的な考え反映の考え方としましては下に示す三つとしておりました、委員であることを明確にすることと、先ほどありました持ち回り審議の内容をどうしても反映すること。
0:05:07	それからこれに伴いまして、本部長の職務を規定するとともに職位を、組織、組織図ですね、の方に反映していくということも行わせて行う予定にしており、
0:05:19	次3ページでございますけど具体的な反映各保安規定の管理場所というのは、並べている通りでございます。
0:05:28	めくっていただきまして4ページでございますが次に役員等の安全に関わる教育の実施責任者の明確化ということになります。
0:05:37	内容としましてはこれまで保安役員の役員教育の趣旨を
0:05:44	趣旨としまして、安全文化の啓蒙活動を役員に安全に係る自発的なものということ、審査基準のを受けて品質マネジメントシステムに基づく教育の一般として保安教育とは要求を別としているのでそれを別として個別に実施してきているものというふうにして、しているものになります。
0:06:04	これにつきましては実施の計画を定めて、教育を実施させ、安全総務部が実施させるというふうにしてきておりましたけども、
0:06:12	一番下のポツにありますように安全品質本部は全社の安全品質を投下するための機能を有しておりませ品質総務部長が全社の安全文化活動推進役になっていることも、
0:06:23	ことから役員教育をその職務として、明記するというところでそういうことで今回の変更の内容としております。
0:06:32	一番下のところ、変更の内容のところまでが、ちょっと見まして、今回、
0:06:39	一番下のところ変更の一番のところでございますけども、役員教育安全金総務部長の職務として明記するというに当たりまして、
0:06:48	安全品質本部長の職に関する規定、これ社長がこの品質マネジメントシステムに係る業務の補佐というところに含まれることにはなりますが、
0:06:56	社役員教育の重要性、これは情勢を考慮しまして、確認実際の職務としても、特記特出して、記載することということにしております。

0:07:06	次のページに行っていただきまして、今回の運用の変更でございますけども、
0:07:12	実施責任者の明確に伴いまして今回実施計画書を具体的な状況として挙げているものに関しましても、
0:07:19	その承認者を議長から安全品質本部長の変更を行っております。
0:07:25	この章におきましては、保安規定に基づいて社長が認めては、求める保安に関する品質マネジメントシステムに関わる事項として、品質保安会議の審議を受けるということで従前の運用と同じ運用で行っていくというこ
0:07:41	にしております。
0:07:43	dポツの妥当性でございますが全員総務部長が全社の安全文化活動をする場になっていることから、職務としての承認することは妥当であること。
0:07:53	それから、先ほど言いました従前通りの品質保安会議にても、この実施計画書、
0:07:59	等を古井していきそうな議論をした上で、結果を承認していくという運用に変わらないことから、妥当であるというふうにしております。
0:08:08	最後でございますけども4ポツでございます。ここに関しましては、品質保安会議の議長会議に関わる事項の変更の社内手続きに係る説明ということで、
0:08:19	これまでの社内の手続きとしてどういうふうに進めてきたかというところをまとめております。
0:08:26	まずありました安全機能の一元化ということで昨年6月から安全品質本部にその機能を集約しているというところでそれを基づきましてこの議長変更、
0:08:37	これは保安規定の変更も必要となりますことから、社内の議論を進めた上で他の変更に際して社長の決裁を受けているということ。これで知らないときには、
0:08:47	合意形成ができてきているということを記載しております。
0:08:51	また社内手続きとの関係でございますけども、今井安全担当の職務というところで通達の中で取り決めておりますので、その通達の中で実施できるという範囲でございますから、さらに最終的、今後の社内医師の最終決定に影響するというものではないと。
0:09:08	いうことで明記させていただきました。
0:09:10	全体としましては以上でございます。
0:09:15	はい。

0:09:16	規制庁側から、ただいまの説明に関して確認等あればお願いします。
0:09:25	藤。規制庁志水です。私の方からただいま説明していただいた資料をもとにちょっと順番に何点か確認させていただきます。
0:09:36	まず、真ん中下、3ページになりますが、
0:09:42	当間、ここで今度補正で反映する箇所の
0:09:47	保安規定において第何条の第何項とかは記載していただいているんですけどもちょっと具体的な補正の記載。
0:09:56	イメージを確認させていただきます。
0:09:59	まず
0:10:03	品質本会議の審議事項構成等の場において、副本部長を明確にするって いうことで
0:10:14	書かれてるんですけど、本店具体的にどのように記載するのかと考えて いるか、説明をお願いします。
0:10:27	はい。日本原燃安全総務部の黒石でございます。
0:10:31	今回の反映でございますけども、今後の反映の考え方に変えさせてい ただいております。123項目を考えてます。
0:10:40	まず1項目①でございますけども、これはこれまでの安全品質品質保安 会議の審議事項構成等の条文の中におきまして、安全品質本部長、
0:10:52	宇井のメンバーの安全品質本部長というふうに記載があったところを、
0:10:57	安全品質副本部長という形で記載をする予定にしております。
0:11:03	また持ち回り、二つ目の、あと持ち回り審議におきましても、安全品質 本部長、
0:11:11	と記載していた箇所において安全品質副本部長という形で記載を変更す るということを営
0:11:19	考えております。
0:11:21	三つ目でございますけども、大戸職務のところの規定でございますが、 安全品質本部長の、その次の項目としまして、安全品質本部副本部長。
0:11:32	はということで、規定することにしてまして、具体的内容としまして は、その前後の安全室本部長、この定める、
0:11:41	所管する業務、これを補佐し、当該職員を指定する業務を業担当業務を 行うと。
0:11:48	いうことで記載しようというふうに考えております。
0:11:52	で、合わせました組織図に関しましては、その次のページでございます けども、イメージに記載させていただいておりますように、安全品質本 部長の下に、安全品質本部副本部長を入れる形で整理させていただく と。

0:12:08	これは事業、今までの評価、評価の整合性を合わせる形で記載することとしております。
0:12:16	以上でございます。
0:12:18	はい。規制庁清水です。ちょっと今に確認させていただきたいんですが、まず等、
0:12:24	保安規定例えば再処理の保安規定において、
0:12:28	第 20 条品質保安会議の審議事項構成等の
0:12:33	例えば、
0:12:35	藤田井。
0:12:36	日光でしたら、まず、先ほどの説明を踏まえると、申請前の保安規定において、安全品質本部長って書かれていたところにそのまま
0:12:47	安全品質副本部長という記載が入るってそういうイメージでご認識間違いないでしょうか。
0:12:55	その認識でます。
0:12:57	間違いございません。黒字でございます。小西デマチがあります。はい、ありがとうございます。合わせて補正するってということでイメージとして、組織図もつけられてると思うんですがこれに関連して
0:13:10	今ご説明あった、申請前では安全品質本部長って書かれていたところにそのまま副本部長に、
0:13:19	を入れて、並びとしては、保安規定においては安全品質副本部長、事業部長、再処理計画部長。
0:13:27	核燃料取扱主任者っていう、順番になると思うのですが、これは
0:13:34	もともと安全品質本部長が務めた時と同様に全社的観点で位置付け、
0:13:41	られているってということで各事業部等、
0:13:44	よりも上に、全社的観点に見るので最初に来るってそういうことも踏まえて、
0:13:50	そういう順番にされたってということで問題ないでしょうか。
0:14:00	日本原燃ん、日本原燃の黒石でございます。
0:14:03	並びにつきましては組織図の方では記載であればこれまでの事業許可の並びで記載しています。
0:14:12	衛藤が社内の職制の並びとしましても、本人も踏まえて全社部門から書かさしていただいておりますので、その並びとして、にしております。
0:14:21	規制庁シミズはい、了解しました。
0:14:23	ありがとうございます。
0:14:24	続いて今あわせて説明していただいた副本部長の職務としてどう記載するかっていうところでして、先ほど説明していただいた内容によると、



0:14:38	江藤副本部長の職務としては、その上に記載の副本部長が所管する業務の補佐。
0:14:46	をして、担当業務を行うというような、
0:14:50	形だっていうことなんですけども、
0:14:53	この、
0:14:55	基本的に今回の変更では、これまで本部長が委員として務めたい、務めていた役割を副本部長に、
0:15:05	もう引き継ぐってということでこれまで、本部長の職務2としては、委員としての役割をどのように定めていたのかっていう、
0:15:14	ことも踏まえてとか、
0:15:16	ちょっと、
0:15:18	考えてみると、
0:15:20	まず
0:15:23	えっと安全品質本部長の、
0:15:26	職務に、
0:15:28	規定されている業務としては、土肥間野社長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の補佐。
0:15:36	とあと品質保安会議の運営に係る業務、また今回追加で、
0:15:41	役員等への教育ってということで、
0:15:44	安全品質本会議の
0:15:47	委員としての業務は、その全社の品質マネジメントシステムに係る業務の補佐ってそこに含まれるっていう理解で、
0:15:56	と理解してるんですけども、その点間違いないでしょうか。
0:16:02	日本原燃の黒石でございます。その認識で間違いありません。
0:16:06	はい。
0:16:07	以上です。はい。
0:16:09	この会社の品質本会議の運営に係る業務ってというのは、具体的に何か、
0:16:18	今入らない。
0:16:22	日本原燃黒石でございます。運営に関する業務というものでございますけども、これまで安全品質本部が
0:16:32	安全品質保安会議の運営、具体的に言いますと、事務局、事務局を指揮する、幹事というものを品質保証部長として設定しておりました。
0:16:42	今後もその運用っていうことは安全品質の中としては、継続していくっていうことになりますので、安全品質本部長の職務として、これまで通り記載するということで、にしております。
0:16:56	規制庁を示す。

0:16:58	わかりました。
0:16:59	今回その副本部長の職務を新しく、
0:17:03	記載するっていうことであつたのでその本部長の職務の記載後他の品質、
0:17:09	当保安会議の委員、事業部長であつたり計画部長であつたり、加来鳥居の方であつたり、その職務の記載等を整理した上で今回、
0:17:19	副本部長については本当本部長が所管する業務の補佐っていう、というような記載ぶりで考えられているっていうことで理解しましたので
0:17:30	それから9図、
0:17:32	これまでの業務が引き継がれるような、
0:17:37	記載を植物に書かれるっていうことで認識しましたので、
0:17:42	特に、
0:17:43	はい。
0:17:43	お願いしました。
0:17:50	等、ちょっと派生の、規制庁市民ですとハセガワの、
0:17:55	記載イメージについては、
0:17:57	何か了解しましたので、
0:18:00	続いて、
0:18:01	ちょっと役員等への安全に係る教育の実施責任者の明確化の事項について、ちょっと確認させてください。
0:18:10	江藤。ちょっと資料で言うと、4ページ、ちょっと5ページに渡るんですけども、これまでの運用とは変わらず、役員等への教育に係る実施計画書等は社長が必要と認める品質マネジメントシステムに係る事項、
0:18:27	そして審議を受けるっていうこれまでの運用と変わらないっていう説明されていますが、前回のヒアリングでこちらカプラーコメントした際に、安全委員会との、
0:18:38	安全委員会での記載等、等と、全体的に整理した上で、対応して下さってっていうことだったんですけども、
0:18:47	具体的には
0:18:49	どのように整理されて対応されたのかっていうことを確認したくて、
0:18:54	具体的には例えば安全委員会の方では、
0:18:58	当審議事項として、
0:19:01	例えば最初李の、
0:19:04	等保安規定において第21条再処理安全委員会の審議事項構成等で、
0:19:10	道路、

0:19:11	第1項、(4)、⑨で保安教育の実施計画っていうのを明示的に記載しておいて一方で、この第20条の品質本会議の審議事項構成等においては、
0:19:24	社長が必要と認めるっていう、そこのバスケットクローズ的に読むとしている点等、ちょっと
0:19:33	安全委員会等の整理といった点でちょっと、
0:19:36	対応状況を説明していただけますでしょうか。
0:19:45	はい。日本原燃の黒石でございます。
0:19:47	冒頭にも内野牧の方からご説明させていただきましたが、今回ちょっと役員等への教育の補足説明資料のご説明に当たりましてちょっといただいたコメントの、
0:20:01	一部、が抜けてしまっていたということを特に該当するかと思います。ご迷惑をおかけしました。改めてここでちょっとご説明させていただきます。
0:20:13	まず保安規定と、保安規定に記載されております、品質保安会議及び安全委員会の審議事項でございますけれども、衛藤本間保安規定の各情報、これ以降各施設ごとに定められますが、保安規定の各状況条項で規定している計画を記載していると。
0:20:32	ということになっております。
0:20:33	ですので、保安規定の各条項における個別計画等を審議する、安全委員会、これらにつきましては、それぞれの個別の審議事項として明確に記載されておりますので、
0:20:44	品質保安会議等の新事項との記載程度が異なっているということになっております。
0:20:50	具体的には安全委員会におきましては保安上の妥当性を当該の施設、これに係る安全に関する業務全体の観点から審議する会議と位置付けてまして、保安規定の各条項で規定してる計画を審議事項としてここにすべて記載しているということ
0:21:05	で一方で品質保安会議におきましては、馬場に関する基本、基本方針を全社的観点から審議するという会議体でありますので、その観点で保安規定に審議事項を実施するとした事項、
0:21:17	これは括弧書きで書いてますような項目でございますが、それとあとは、社長が必要とする品質マネジメントシステムに関する事項ということで整理させていただいております。
0:21:28	ですのでちょっと整理の中でそういったことを行っているということで記載のところが異なってきているということでございます。

0:21:39	規制庁市民です。
0:21:41	と記載の程度等再処理安全委員会と、最初に、
0:21:47	事業の安全委員会等品質保安会議だと規制の記載の程度がちょっと異なるっていうことで、
0:21:54	今回提出していただいた資料でも、説明されて、役員等への教育がは重要だっていうことで職務のところでは特にそこは品質マネジメントシステムに係る
0:22:07	業務の内数であるけど重要なので特出したっていうふうな整理をされていて、一方で今回、会議体のところでは、
0:22:16	バスケットクローズ的に読むっていう、
0:22:19	形で整理されている。その点について説明していただけますでしょうか。
0:22:36	日本原燃日本語でのクロイシでございます。
0:22:39	今回重要性をかんがみて、職員の中では、個別に記載させていただいたところではございます。
0:22:47	また運用としましては、今ありましたように、個別の保安規定の中で定めてる、個別の事項、
0:22:56	とは別の事項となりますので、社長が社長が必要とする品質マネージャーシステムに関する事項として、これまでで。
0:23:06	他のコンプトンのように整理をさせていただいてその下部の中で
0:23:11	審議事項として明確にするということ考えておりました。
0:23:30	規制庁コサクです。
0:23:33	何となくお考えになってることはわかってはきたんですけど、ここで審議事項として明示するのは保安規定で
0:23:43	項目立てをしている活動内容を、
0:23:47	保安規定というフェーズであることもあり、書いて、その下部で運用するようなものは、バスケットクローズのところで読むと、
0:23:57	いう、グレーデッドアプローチをされているというふうに理解はしましたけど、
0:24:03	一方で今の重要だという感、いうことをかんがみて職務として書きましたとなると、
0:24:10	保安規定に書いてあることになって、下部のものだからってということじゃなくなるんですけどそのあたりはどう考えればいいですか。例えば
0:24:18	審議事項の最初にある事業変更許可なり、設工認というのは、
0:24:25	保安規定の中にそんなに書いてないと思うんですよね。項目だし、条文として一つ立てるってことはないと思うので、

0:24:32	ですけど、こう書いてあるってということとの関係とか、どうでしょうか。
0:24:40	日本原燃の黒石でございます。
0:24:44	社内規定のところでは明確にするということではご説明させていただきましたけれども、職員の中で、要求として明確にしているということ。
0:24:54	もう、今の話からありますので、そこについては保安規定の中でも、を記載するってということにおいては整合とれるものというふうにも考え、思います。
0:25:05	一方で今小田
0:25:08	おっしゃられた他の、必ずしもその下部保安規定の中の世界として、
0:25:14	他の項目としても起きてないような重要なものも入れてるってということからも、今回の保安規定の中で、これまで定めたこと、事項でもございますから、そこに反映重要性を見て反映していくということも、
0:25:27	必要かということで今ちょっとご意見、理解ってさしていただきました。
0:25:38	はい。規制庁コサクです。確認す。ちょっとですね、マキす。今日であれば真木さんに少しもう、
0:25:46	めてお聞きしたいのですが、大枠としてはこれまでそういう保安規定に書いてある事項をってということで、整理をして、束ねまとめていたところ、今の
0:26:00	やりとりを踏まえて、その考えというのをもう少し精査をして、実際の下、
0:26:09	個別条文の内数で書かれているようなもののところをどの程度入れるかどうかっていうのを改めて県社内検討して、整理をした上で補正されるって理解でよろしいですかね。
0:26:22	今年のマキでございます。今古作からご指摘いただきましたように職員の方には、本役員の教育について徳田してるのに、教育の項目としては福田してないところが不ぞろいじゃないのかと、本
0:26:37	運協議会失礼、坂。
0:26:39	憲法会議の記載の中でも、必ずしもホームページを書かれてないような重要な
0:26:47	事業許可申請みたいな部分についても書いてるんでその整合性をちょっと再度整理した上で、ぜひ盛り込むかどうか、しつつ、検討した上で回答するようにというご指導を伺いましたので、
0:26:58	その趣旨で、検討した上で、速やかに回答したいというふうに考えてございます。以上でございます。

0:27:07	はい、古作です。わかりました。検討よろしくお願いします。
0:27:13	はい、規制庁示し、また検討されるってということだったので、
0:27:17	はいお願いします。
0:27:19	それ続いて、
0:27:23	確認さしてください。
0:27:25	資料の、ちょっと真ん中5ページのちょっと真ん中カー、その5ページの中で真ん中に出てきてる表についてちょっと確認したいのですが、これはちょっと事実確認程度になるんですけども、
0:27:38	役員等への教育については、これまで通り品質保安会議で、適審審議して、実施計画書と等報告書の承認者が、
0:27:50	今まで品質保安会議議長となっていたところを品質と安全品質本部長に変えられるってということで、具体的な運用としても変わらないってことを、
0:28:01	説明されているんですけど、この表の真ん中に出てくる審査者という項目についてもここは、安全品質本部長から、
0:28:11	安全品質、
0:28:13	本部副本部長に変更されてるんですけども、
0:28:17	この審査者っていうのがそもそも何なんだろうかっていうところ何か先ほど帳票とかも何か言葉出てきてたかと思うんですけども、
0:28:27	ご説明お願いします。
0:28:31	日本原燃の黒石でございます。
0:28:33	衛藤スウチヨ先ほど触れさせていただきましたが役員の安全に関わる教育実施に関しましては実施計画書を定め帳票として作成しております。
0:28:44	この記録の承認の扱いとしましてこれまではここに書かれて書かさせていただいております。
0:28:51	承認賞作成審査承認者として行っております。一方で今後の変更につきましては、今の状況、変更点を踏まえて反映しているものになります。
0:29:03	ただ品質保安会議に、
0:29:12	行きますは従前通り変わりませんので、それは運用としては変わらないということでご説明をさせていただきました。以上でございます。
0:29:21	成長市民です。
0:29:23	この審査車っていうのはもともとちょっと
0:29:27	審査って書いてあるのはちょっと品質保安会議の委員。
0:29:32	のことなのかなって思ったんですけど帳票の
0:29:36	本当の記載。
0:29:38	帳票に記載の

0:29:41	コース1の、
0:29:44	ということであれば何かもうちょっと
0:29:46	もうテインどっか帳票の
0:29:48	一部なり何かその説明をこの表のどこかにちょっと説明、補足していただけるとちょっと菅
0:29:56	変な理解しなくて済むかなと思いますのでちょっと急に審査者がという何か他に変更する事項として特に説明されていないものが表でちょっと変わっ急に変わっていたのでその点ちょっと
0:30:08	説明を補足だけつけていただけるとと思いますが、この点、
0:30:13	対応いただける。
0:30:15	ますか。
0:30:17	日本原燃の黒石でございます。今のところは運用の変更としてでしたが帳票としての変更しに事の説明でございましたので、そういったことがこの変更でわかるように、
0:30:28	補足を加えさせていただきます。
0:30:31	はい。規制庁清水です。よろしいですか。
0:30:33	はい。よろしくお願いいたします。今の、
0:30:37	どういうふうに直すか直す方っていうかすみません。推計するかっていうことですが、あの表を呼び込むところの文章で、承認者を変更しますと、
0:30:48	言うだけになっちゃってるんでそこに
0:30:50	運用の変更点の表で言われてるようなそのプロセスを少し説明して、それぞれの段階のものをこう直しますよと、なお変更しますよってということで、
0:31:01	文章の方を拡充していただいたらいいかと思いますのでよろしくお願いいたします。
0:31:08	日本原燃の黒石でございます了解いたしました。
0:31:13	規制庁シミズよろしくお願いいたします等続いて、
0:31:19	資料の7ページ、ここで添付で、
0:31:24	要領をつけていただいていたと思うんですけども、
0:31:28	今回、エビデンスとして要領つけていただいて、説明して、説明通りの運用でしっかり対応しますよというエビデンスとしては
0:31:40	容量の規制抜粋記載抜粋で確認はできるんですけど一方で
0:31:45	これは今回の申請を踏まえて、その改正版ということで最終改正日も5月9日のものになってるんですけども、

0:31:55	その以前の要領の記載と比較表という形ではないのでこれまでの運用と変わりませんよってという点でのちょっと確認はこれだけだとちょっとできないんですが、
0:32:07	ちょっと确实確認として、今回つけていただいた例えば8ページの黄色、
0:32:15	タッチーされてる箇所、これまでのその容量としては、
0:32:21	福江。
0:32:23	副社長、有馬議長。
0:32:25	で書かれ、
0:32:27	ていたところがそのまま今回の、
0:32:29	変更で安全品質本部長に、
0:32:33	置き換わったとかその程度の修正っていう記載、元の、
0:32:38	イメージはそんな感じで間違いないでしょうか。
0:32:46	日本日本原燃の黒石でございます。
0:32:49	今のご説明の通りでございますこれまで安全、
0:32:56	役職のところの記載のみを変更をしているということになります。具体的には承認者が品質保安会議長であったものを、安全品質本部長審査者を、それでは先ほどの変更の表の通り、
0:33:10	のところだけを変更してます。
0:33:13	はい、規制庁シミズわかりましたとも、
0:33:17	それであれば今回、
0:33:20	この説明通りちゃんと、
0:33:22	運用しますよという点と、運用は、実際は変わら変わりませんよっていう両方の確認、
0:33:29	できるエビデンスとして、
0:33:31	改正前のやつもつけていただけると。
0:33:35	エビデンス
0:33:37	として確認しやすいと思いますので、その点も併せてご対応をお願いします。
0:33:44	はい。
0:33:45	日本原燃黒石でございます。前後がわかるような形でご提示させていただきたいと思います。以上です。はい。
0:33:52	規制庁シミズよろしく申し上げます。
0:33:55	あと最後に1点になるんですけども、
0:33:59	真ん中下10ページ。
0:34:03	記載について、



0:34:06	今回
0:34:08	この要領でその品質マネジメントシステムに、
0:34:11	書かれ事項としてます、定めているっていうことを、エビデンスとしてつけていただいているんですけども、役員等への教育に関する実施計画は
0:34:24	Jのみ、JAが揮発されてると思うんですけど税のみが選択されていますが、
0:34:31	その上のI。
0:34:33	I等は法令遵守の意識向上に、
0:34:37	関する事項。
0:34:39	ここは特に、
0:34:41	選択されていなくてもここはもう前提となる事項にはなると思うんですけどこの点もしっかりと教育はしてるけど、特にという点で今回事例だけ選択されたっていうふうに認識で問題ないでしょうか。
0:34:57	2本目のクロイシでございます。
0:34:59	今回JAを選択したところではございますけどもこれまでの保安規定の審査基準の不安全文化の啓蒙活動や、
0:35:08	役員の安全、安全に関する自己啓発的なこと、こういったことをかんがみ、安全に関する当社講演会を進めてきておるところでございます。この内容、内容を要求の内容にちょっと照らしますと、やはりこの安全文化の育成及び維持に関する事項、これが一番の付議の中では、
0:35:27	内容としてすぐものですので、この内容からその内容からこの自営ということにしており、審議事項として挙げており、
0:35:38	規制庁吉見です。ただいまの説明は中前提としても、Iも踏まえた上で特に該当審議事項として該当するもので、JAを選択されたっていうことで、
0:35:51	理解しました。
0:35:53	はい。
0:35:55	藤コサクです。現状ではこうなってますっていう説明であればそれでいいんですけど。
0:36:01	先ほど言ったようにそもそも保安規定としてどうすんだっていう話があるので、それも踏まえて検討いただきたいと思えますし、
0:36:10	保安規定上その役員への教育というのが明示的にされるのに、この下部規定の中で役員への教育の趣旨が見えないってというのは、
0:36:20	ちょっとどうなんだろうなって気がするんですけど。
0:36:23	いかがなんでしょうね。

0:36:31	日本原燃の黒石でございます。一応J Aの中で自主的な内容としてあててはいるものでございます下部規定等ができるものではございました。
0:36:42	ただし今言ったように、実施計画書が、の上げていくものがこれに該当するっていうところにつきましては、先ほどありました教育訓練、教育訓練の中で、より明確にしていると。
0:36:55	ということで一応紐づけとしては整理をさせていただいていたところでございます。
0:37:03	規制庁コサクですけど、実態他の規定上見れるようになっているということとはわかりますけど、
0:37:11	保安規定で、現状でも役員への教育ということを、
0:37:16	審議事項とは別に書いているという考えはあるんですけど、
0:37:21	明示的になってですね、それがうまく拾えるように下部規定ができてるのかってというのが若干疑問がある。
0:37:29	ことなんですけど、
0:37:31	現状の保安規定の条文の構成からすると第八条じゃなくて別のところできいや書いてますっていうこと。
0:37:37	なのかなあと思いつつも、その他の条文にも書いてないようですし、
0:37:42	結局規定してあるものをちゃんと拾えるように、
0:37:50	変えていくということで、もうこれの下の規定には書いてあるけど真ん中の規定には書いてませんとかってというのは書類体系として、若干、
0:38:00	漏れが出得る。
0:38:02	ような感じがするので、なるべく整合をとって全体構成される方がいいかなというふうに、
0:38:09	を設けてきました。で、
0:38:13	それを踏まえつつ先ほどのそもそも保安規定の条文どうすんだと。
0:38:18	ということもあるので全体として少しどう扱っていくのかってものを、
0:38:23	改めて整理して説明いただければと思います。
0:38:28	2本目のクロイシでございます。
0:38:30	保安規定の要求がつなぐ、しっかりと繋がるように、そういった冒頭の整理から、ちょっと整理させていただいた上でちょっと説明させていただきたいと思います。
0:38:41	はい。
0:38:42	藤規制庁シミズとか。藤野木。
0:38:47	全社共通のこの資料について規制庁側からほか確認事項ございますでしょうか。

0:38:57	ないようですので、続いて次の資料等再処理の保全区域の変更の件ですかね。
0:39:07	原燃側から説明をお願いします。
0:39:13	はい。日本原燃再処理事業部の速水でございます。
0:39:16	今回ヒアリングにあたりまして保全推進の変更一部変更に関する説明資料自体個別予算として提出をさせていただいております。
0:39:26	こちらについて簡単に説明をさせていただきます。資料につきましては4月25日の審査会合でご説明、
0:39:37	きました資料ですね、こちらを3ベースに、いつも情報を追加するような形で構成しております。
0:39:45	特に変更いたします。
0:39:48	2ポツのですね、末尾に、今回、従来の保全区域の設定の考え方で、今のような形状となっているについての説明をしてきてございます。
0:40:01	それから1ページ目の下の方に保全区域の変更の全部を示してございます。
0:40:10	2ページ目に行きました。両括弧3変更の妥当性の説明です。その中で、この間、変更します。
0:40:17	変更する。
0:40:19	区域における立ち入り制限の手段について、記載をすると。
0:40:24	ということで追加してございます。
0:40:26	なくて、保全区域の一部変更のその社内手続きに係る説明で、付則です等々の記載の根拠として、今後どのように、
0:40:38	施工を考えていくかというところを説明を追加させていただいて、作成もしてございます。
0:40:45	説明については以上でございます
0:40:49	はい。
0:40:50	定期オオハシです。ただいまの説明に関しまして規制庁から確認事項等あればお願いします。
0:40:58	はい。鶴町岡です。今回補足説明を作っていたいただいて少し具体的に書いていただいて、セーフティ側としては、
0:41:07	このぐらいであったPTはバーでの審査
0:41:12	でちょっと、
0:41:14	資料の内容的にはこのぐらいでいいとしてPT側との、こちらの部門P部門の状況を確認したところ、
0:41:23	今週申請されたという、
0:41:30	鶴遅れぐらいな

0:41:32	なんか。
0:41:33	的に何かそういう理由でコンプレッサ
0:41:40	日本原燃のハヤミ、
0:41:46	何か今ちょっと、
0:41:49	当社の数が、
0:41:52	慣れさん、セキュリティ部門との間の調整少し時間を要したというところとあとPP規定の変更に関しましては今回保全区域の変更が今ご意見、
0:42:05	整備区域の変更といった形の内容についても浸透するということで、
0:42:12	準備、
0:42:13	人生黄色になったというふうに認識して、
0:42:19	いうのある。
0:42:21	もうあの所
0:42:23	日比側との関係もありますので、この
0:42:27	もし、
0:42:28	値、
0:42:31	県で何かありましたら速やかに、こちら動きは志間
0:42:36	皆さんに、
0:42:41	三野県の
0:42:42	ございます。承知いたしました。
0:42:45	確かにそう。
0:42:49	規制庁8節他本事業に関しまして、規制庁側からあればお願いします。
0:42:58	はい。一点よろしければ、進めたいと思います。続いて埋設に関して、原燃の方から説明の方をお願いします。
0:43:11	日本原燃埋設事業部の古田でございます。
0:43:14	企業の方ですが、埋設個別で予算ということで4月27日に提出させていただいたものになり、
0:43:22	前回のヒアリング等も踏まえて、
0:43:26	そもそも組織改正の課題、こういったものがあるのかとかですね、そういったことで、
0:43:32	職員の変更に伴って担当の業務が漏れないように、
0:43:36	フロー。
0:43:37	確認するようにというコメントも後、
0:43:39	こういった追加で資料を作成させていただいております。

0:43:43	目次飛ばしまして下のページ番号で1ページ目の上のところ、内容は飛ばさせていただきますして2ポツのところから組織改正の説明に対して具体的に記載
0:43:55	2ポツ1のところがですねまだ審査会合でも、簡単にご説明させていただきましたが、ちょうど課題を挙げさしていただいております。
0:44:05	一つ目が、E Cとありますけど、匿名の埋設センター長が統括管理する範囲、飛行機と。
0:44:13	いうところ、二つ目が、牽制的な機能を果たすところということで、安全管理の業務、そういったものを、県、警察等になっております。
0:44:23	終わりということで、Bのような記載をさせていただきます。
0:44:26	宮沢Cということで操業と、あと昨年末にいただきました許可、そういったところに関わる建設、こういったところについて、それぞれ分けて集中、
0:44:37	総量に関して集中できるような関係と、こういったところを課題として挙げてます。
0:44:43	で、1ページの下のところ組織改正の概要ということで1から6まで丸数字言ってますんで、こちらにつきましては2ページのところですね審査会合資料にも、話していただきました。
0:44:54	組織図と業務がどう生かされるかを、概要を書いた図がついてございまして、そちらに番号ふって対応する形で詳細を記載させていただいております。
0:45:06	で、次が2ポツ3ということで、職員の変更が業務の整理ということで、こちら研究員の方に飛ばさしていただいておりますので、2ページの次のページですね、添付1ということで左上に書いてございますけど、今回へん。
0:45:22	こうした条文、組織の変更があったところについて右側、休職1人職員ということで、業務の項目に対して、こういった変更がありますよということで、
0:45:35	進捗がある漏れがないように確認していると。
0:45:38	ということになります。
0:45:40	こちらの3ページ、
0:45:42	4ページを、続きまして、
0:45:45	次にですね添付2というものを作っております。それが2ページで言う2.4の案件の考え方ということでこの組織改正を踏まえて前回ヒアリング等、

0:45:56	でもですね、一部と近い形で単純に職員が変わるところだけじゃなくてですねちょっと考え方がわかりにくいところなんていうご意見いただきましたので、
0:46:06	変更した条文について、申請書には簡単に比較されてませんので、考え方のところをちょっとわかりやすく具体的に記載した資料を添付としてつけさせていただい
0:46:18	て
0:46:19	量が多いので
0:46:21	府県のポイントとなるところだけいくと、白井一番知念行にナンバー書いてございます。
0:46:28	8番、これまたこのちょっと添付から別紙に飛ばす形になってございます。
0:46:36	変更の考え方はそれぞれ各条文を記載してございますので、ご確認いただければいいんですけど、別紙に飛びましてちょっとすいません、提示といいます。
0:46:46	ずっとスクロールいただき、フロアのページめくっていただきまして、
0:46:52	へえ。
0:46:56	今、めくっていただきまして別紙1と書いてある、左上ですね。
0:47:01	別紙第8条職務の記載事項に関する、各職員の業務所掌整備局、こちらの
0:47:08	保安規定の八条今回組織改正でいろいろ変わりますけど、当然、職務の内容変わります。
0:47:15	ということで各第8条の職務の記載をどうしたかということ、ここについては測定例として記載してございます。
0:47:24	上のところに簡単に数量で書いてございますけど、見方といたしまして、例えば一番上の、
0:47:32	医長のところに埋設計画部長の下にございますけど、例えば計画部長が出てくるところ第15条の1項であったりとか65条6項とこういったところに書いてあって、
0:47:42	で、
0:47:43	それぞれの条文のところに1人で丸数字10102とあってあると思うんだと思いますんで、こちらを第8条の職務でどう整理したかというところが、
0:47:54	ベベルといいますか黄色っぽいせる言ったところ、ここで読めますというところで、
0:48:00	職務の方でも整理してますということを記載してございます。

0:48:04	ちょっと病棟のところの辺り、そういったところを変更箇所という形になってございます。
0:48:10	技術の先ほどの県区域計画にあるこの停止も含めまして、保安規定の変更の考え方或いは職務の機会をこうこういうふうに、こういうふうに読めますということで整理し、
0:48:22	結果をまとめてございます。全体、通して説明はちょっと物量が多いので割愛させていただきますけど、説明は以上になります。
0:48:33	はい。
0:48:34	緊張はします。ただいまの説明に関しまして規制庁から確認事項等あればお願いします。
0:48:42	規制庁の営生です。資料の整理ありがとうございました別紙以降で、
0:48:49	結構
0:48:50	しっかりと整理していただいたので、大体漏れなく、変更されてるっていうところは確認
0:48:58	ができたかなと。
0:49:00	でも、何点かちょっと、
0:49:03	資料2として、
0:49:05	衛藤。
0:49:07	ちょっと何て言うんですかね、コメントというかあるんで、お伝えしたいと思い
0:49:14	昨日、
0:49:16	当組織改正に係るその説明で2ポツ1のその組織上の課題のところなんですけれども、
0:49:23	審査会合Dへと説明いただいたときに、
0:49:28	3号の
0:49:32	埋設設備の設計業務、汗石じゃないですね、建設建設業務が多くなってきているっていうところをご説明あったと思ってて、
0:49:46	セイサカイ5でも聞いててそうなんだろうなっていう、結構理由としてはちょっとすんなり来たんですけれども、今回
0:49:54	改めて、この
0:49:56	資料を作成していただいた時にその点って全然触れられてないんですけれども。
0:50:01	何か触れない理由っていうのはあるんでしょうか。
0:50:05	日本原燃埋設事業。
0:50:08	特段、
0:50:10	そういった人はなかった。

0:50:12	いけないという認識でございます。ですので、2ポツ1の、
0:50:17	Cと書いてあるところですね、言ったところをも含めてですね、ちょっと記載の中に、聞いて
0:50:26	先ほどおっしゃった通り、ちょっと記載を充実しようと考えております。以上です。
0:50:33	規制庁の営生です。はい。
0:50:35	何か今回変えること等の、結構おっきなトリガーなのかなと思ってたんで、できれば資料上でも明記してもらえればと思います。
0:50:45	同じところ（シ）なんですけれども、
0:50:50	この埋設事業に直接関わる操業及び建設業務が埋設センターに完全には集中化できていないっていうふうに書かれてまして、
0:51:01	何か文言だけから判断すると、埋設センター以外にも、操業とか建設業務に関するものが
0:51:13	担当してる部署があって、なので種埋設センターに集中化しますというように不
0:51:20	もう、
0:51:22	波見ると、要は埋設センター内でのこのす、整理整頓かなっていうふう
0:51:29	に思っ
0:51:29	てそう
0:51:36	センター内での建設業務と運營業務っていうのを、今回整理する。
0:51:44	うん
0:51:46	これまでごちゃごちゃになってたっていうところが、課題だとは思いますが、ですけども、そういう理由になるんじゃないかと思ったんですが、ちょっと1課が、
0:51:58	はいて日本原燃埋設事業部の
0:52:01	資料のですね、
0:52:05	2ページ。
0:52:06	図が入っているところ。
0:52:08	確かにご指摘の通りですね。
0:52:12	内容ということでそこら辺がちょっと見えない形になっていた。
0:52:17	うん。
0:52:20	おっしゃった通りですね。
0:52:22	センター内での業務
0:52:26	も当然あります。
0:52:27	で、あとはですね例えば、事例を言いますと、



0:52:31	今この図の中で、例えば埋設技術課長のところから、評価技術課長のところに例えばP S R、こちらご存知の通り 10 年にやると。
0:52:41	いうことで被ばくの評価であったりとかそういったところを 10 年のスパンで見ていくというところなんですけど、ちょっとこの点線が出て例えばですねこれ
0:52:51	埋設技術課の現状ですけど P S R の取りまとめとなる
0:52:57	んでですね、現状、保安規定の記載自体はですね、ちょっと埋設技術課長とは書いてなくて
0:53:06	例えば経営企画部長であったり、開発設計部長であって勝課長ということで、全体、
0:53:14	アリオかけるような、
0:53:16	これは伊井さんの報告書。
0:53:19	自体を作る時にですね例えば開発設計部の中でやって償還時に安全評価、
0:53:25	俺、
0:53:26	こういったところの当然協力も言いますし、各課普段のメンテナンス、埋設設備の、
0:53:36	配置の河内といったところであるとかいろんなところの協力、
0:53:40	あって、埋設技術課長の責任をすべき 13 の報告書を取りまとめていくということで、
0:53:47	取りまとめ方として今この図、
0:53:52	ただ実際協力箇所、
0:53:54	いろいろございます。例えば先ほど言った被ばく評価なんかは、
0:53:58	開発っていうところの中で、別の中で設営とかいろいろ、
0:54:03	そういったところの協力もですね、
0:54:07	一丸となってやるわけですけど、今回ですねそういったメインの現状評価、
0:54:13	含めてですね、横に
0:54:15	責任を持ってやるということでは、
0:54:18	変更自体は先ほど言った通り
0:54:20	部長部長加来課長という記載がですね紹介技術課長の主語にまとまっており、
0:54:25	これが一つそういった
0:54:28	実際帰ってきてやってきたような被ばく評価の中身も含めて、

0:54:32	鉛管の評価に使ってやることになるということで、ちょっと資料上見えないところがあってですね非常に恐縮なんですけど、そういったところも、まず一つの例としてございますので、
0:54:44	ちょっと
0:54:45	資料が、
0:54:46	また見ところがありましたので、その辺がわかるようにちょっと記載したいと思います。以上です。
0:54:54	規制庁の菅生です。今、
0:54:57	ご説明を受けて、そういう観点で集中化。
0:55:01	するっていうことはわかりましたが、
0:55:04	記載というかももう少し充実させていただくっていうことだったら、していただくっていうことだったんで、そういった点も含めてですね何を集中化しようとしているのかっていうところと、
0:55:19	それからそのメインの
0:55:21	運営部運営と、建設を分けるっていうか今、ごちゃごちゃになってるっていうようなところも、課題なんだっていうところをちょっとわかるようにしてもらえればと思います。
0:55:37	日本原燃埋設事業部の古田です。承知しました。
0:55:41	ちょっと規制庁の菅生ですそれから2ポツ2のですね。
0:55:46	④なんですけど、
0:55:50	④の、
0:55:52	また以降で、運営副課長廃棄体の受け入れの、
0:55:58	受け入れて中央位までの一連の装具を、
0:56:02	行為の中で受け入れた廃棄体の外観確認を実施するっていうふうになってですね。
0:56:08	これちょっとよくわからなかったんですけども。
0:56:11	運営課長は、
0:56:14	この受け入れから大井まで。
0:56:17	根井。
0:56:18	なんかね、大外観確認っていうのは、
0:56:23	杉。
0:56:24	廃棄体確認とまた別の外観確認ということでよろしいですか。それと、
0:56:30	もう定置とかしてしまうと、基本的に何か外観確認で、
0:56:35	着できなくなるかなって思ってますね、何かちょっと何をこうしようとしているのかが若干わかんなかったんで、教えてもらっていいですか。
0:56:45	はい。日本原燃埋設事業部。

0:56:50	経営者は一体を、埋設センターの中に
0:56:55	今、思います。次の作業をやりましょう。ここで外観確認させていただいているのはちょっと保安規定条文の中で、そういった行為を出てくる条件があるので、
0:57:07	ちょっとここでまだ外観確認というふうに書いていてちょっとわかりにくい文章になってると思いますけど、基本的には運営課長が、一連の操業方の声を、
0:57:19	責任持って実施していくといった体制が中心となります。
0:57:23	これに対してですね
0:57:25	その上の又吉前のところは業務課長ということで、ここは前解体を受け入れるまでの記録確認ということで例えば発電所、
0:57:37	にある、カラー版の記録だとかを確認するという形で担当は運営課がやると、基本的にはそういった趣旨でございます。ちょっと外確認という言葉が保安規定条文のキーワードが広い。
0:57:49	ちょっと目立ちすぎるということであってちょっとわかりにくい形になっているものと思いますので、ちょっとここら辺も、
0:57:57	適切な記載にちょっと修正はしたいと思います以上です。
0:58:02	規制庁の菅生です。おそらく、今古田さんがおっしゃってた話で、⑥とも関係がしあるのかなと思って、
0:58:11	要は受け入れた後は運営課長はやるんですっていう話。
0:58:24	なんだから余計わかりにくいのかなと思ったんで、ちょっと整理いただくときに、この④と⑥も含めて、ちょっと整理してもらってもよろしいですか。
0:58:36	日本原燃埋設事業部の古田です。
0:58:38	そうしましたら、次のページですね図のところに載っているところもありますので、そういったところと綺麗に読みやすくなるように、文章を変えて、次のページの番号振りも含めて修正いたしたいと思います。以上です。
0:58:53	規制庁の菅生ですそれでは、
0:58:57	今回
0:59:01	ご説明いただいた、
0:59:05	添付の2のベツツの1からですね、別紙の8条の記載事項に関する各職員の漁業、
0:59:15	漁業業務所掌の整理ということで、す。
0:59:19	整理いただいてすごくわかりやすかったですけれども、
0:59:23	ちょっと整理いただいたがためにちょっと、

0:59:26	何なんだろうなっていうのが若干あってですね、お聞きしたいのがあって、
0:59:32	まず、
0:59:39	園に別の 9 ページですね。
0:59:47	これで
0:59:49	保全課長の職務っていうのがあるんですけども、
0:59:55	衛藤。
0:59:57	55 条の 3 の安全避難通路に係る内容が、については、
1:00:04	えっとですね。
1:00:06	この 8 条第 2 項 (23) 別表 1 に含まれるものとして整理したって書いてあるんですけども、
1:00:14	そのままちょっと別表 1 を見たところですね。
1:00:18	低レベル廃棄物管理建屋の
1:00:22	安全避難通路の案については、その管理担当課長が運営課長で、
1:00:30	保修担当課長はが保全課長ってなってるんですね。
1:00:35	そうした場合、この安全避難通路、
1:00:39	及びその非常用照明を整備するっていうこの内容が、
1:00:46	この別表 1 に飛ばされてるんで保全課長で保守担当課長って読むっていうふうになるんですけど。
1:00:54	整備っていうのが保守担当っていうのでいいのかがちょっとよくわからなくてですね、教えてもらいたいっていうのが 1 点と、
1:01:04	逆にこの運営課長の方が、
1:01:10	その上か、別紙、2 の別の 8 ページに、
1:01:15	運営課長のその業務があるんですけども、ここには
1:01:20	低レベル廃棄物管理建屋の安全避難通路のところは入ってなくてですね、要は 55 条の 3 が入ってないんで、
1:01:30	ちょ、ちょっとここの別表 1 で読むって言ったところと、
1:01:35	各条文のその行為者の書きぶりリーのところとかの、ちょっと所、整理状況がちょっとよくわからなかったんで、教えてもらってよろしいですか。
1:01:47	はい。日本原燃埋設事業部の古田です。
1:01:51	まず保全課長のところを大野整備すべき事業所の整理すると、補修担当課長ということで保全課長の記載があって、お伝えしてる所と整合をとってるわけですけど。

1:02:03	整備ということで補修担当課長設計であったりとかも野瀬滝井、あとは工事だとか電源を市の施設管理をやる場所として、この照明については整備するというので、
1:02:17	補修担当課長というふうを考えてございます。
1:02:22	管理担当課長として、運営課長の方については、安全避難通路のことは書いていないんですけど、
1:02:34	まずですね別表1というものですね、八条の職務のところの後段の方のところで記載されてまして、
1:02:45	この職務、今8条でここで中国広のページで言われている8条の職務の主体とその別表1をセットで業務分担を明確にすると。
1:02:57	いうふうに理解してございますので、8条ですね
1:03:02	例えば運営課長であれば、
1:03:06	8以上は、
1:03:09	18号ですね、(18)のところに書いてございますけど、ここで、別紙1の内容がすべて
1:03:17	書かれているかっていうところの、園部(18)と後で木内のセットで業務分担を示しているということになります。
1:03:23	保全活動の場合は、
1:03:26	施設管理全体を見るということもあって、それと、別表1のその補修担当課長としての業務で、その整理というところを読むと、
1:03:35	ちょっと説明、ややこしいところで申し訳ございませんけどそういうそういう理解をしてございます。
1:03:41	以上です。
1:03:44	規制庁の営生です
1:03:48	そう。
1:03:50	ちょっと
1:03:54	であれば、
1:03:56	ちょっともう少し、何かわかるように説明をしてもらえるといいんですけども、資料上ですね、片方は、こっちで整理してルーで片方はここ、
1:04:10	こっちで、
1:04:12	整理してんだけど書いてないかっていうのが、ちょっとつギイン続けて指摘をしようと思ったんですけど他にもあってですね、若干
1:04:24	す。
1:04:30	ついてないのかがわかんなかったんで、

1:04:33	実際には整理できてるんだってということであれば、ちょっともう少しわかるような説明としてもらってよろしいですか。
1:04:41	日本原燃埋設事業部。
1:04:43	おそらくですね今のこの別紙の表を会社の中に別表の1に飛ばしているんですけど、別表の1の記載が、その中に
1:04:52	どうなってるかっていうことが書いてないというところもあってわかりにくいのかなというふうに今、感じを受けまし感触を受けました。ですのでちょっとここの整備の中に別表1の記載も含めて、説明ができるように、
1:05:04	ちょっと資料の記載をして充実したいと思います以上です。
1:05:11	規制庁の営生ですよろしくお願ひしますで、なので、もう一つですね同じようなのがあって、
1:05:19	添付文献2の別9の、
1:05:27	これも保全かちゅうか、かな、その47条、放射線測定器の管理の
1:05:35	この②ですね、この業務について、
1:05:42	これも別表。
1:05:44	1に含まれるとしてまして、
1:05:47	逆に、
1:05:51	ベツア、2の別の5ページには放射線管理課長。
1:05:57	ですねこれも、この47条を見ると、放射線管理課長及び保全課長は別表16にさ、
1:06:06	別表16に定める、
1:06:10	放射線測定器を年1回点検とかその主語として放射線管理課長と保全課長同じことなんですけど、
1:06:18	放射線管理課長の方は、しっかりと職務の方に、
1:06:25	当間含まれる、この①なんで、放射線管理に関する業務を行うとして、
1:06:32	徒歩保全課長の方は別表1に含まれますってということで、職務の方には
1:06:37	記載はされないっていうふうになってるんで、
1:06:40	ここもちょっと整理をしてもらいたいなと思います。
1:06:48	はい。日本原燃埋設事業部の古田です。
1:06:51	ご説明の趣旨は、先ほど言った通りここの八条の職務の言葉で書いてあるところとちょうどセットだということなんですけど、ご指摘の通りですね例えばこの言葉で書いてあるところ、

1:07:04	と帳票で引っ張っているところというところが散見されますので、そちらの記載の横並びといたしますか説明として、同じような説明ができるように、記載を追加したいと思います以上です
1:07:17	はい。
1:07:18	よろしく願いする規制庁の少しよろしく願いします。あとはちょっと資料を修正いただくってことなんですごくい些末な指摘で申し訳ないんですけど、添付2の別の6ページの
1:07:31	埋設運営部長の方が、
1:07:36	8条以外に主語となる条文なしってなってるんですけど、
1:07:40	もう、その下の説明見ると、22条d埋設運営矛盾部長が主語となっている規定については、とあるんで、
1:07:50	確かに12条の方で、主語となっているのがあるんで、ここは、こっち名なしじゃなくなるんじゃないかなあと思うんで、そこもちょっと修正いただければと思います。
1:08:05	日本原燃埋設事業部の古田です。承知しました22条の施設管理、これは管理担当課長であったり保修担当課長、あと、ここで言ってる松江部長。
1:08:14	沖さんと、あとは編、あと事業部長ですか、そういった最後のところでのこの整理の中で様に記載してないところがございますので、記載の事案の中身として整合がとれるように修正したいと思います。以上です。
1:08:29	規制庁の菅生ですよろしく願いします。私からのコメントは以上になります。
1:08:39	規制庁大橋ですけども、他、本資料に関しまして確認事項等ありましたらお願いいたします。
1:08:51	よろしいでしょうか。よろしければ、進めたいと思います。
1:08:56	続いてですけども、
1:08:59	濃縮の関係に入りたいと思います。
1:09:02	濃縮ですけども、こちらに関しましては、初めからこちらから質問する形で行いたいというふうに思います。
1:09:12	まず、
1:09:15	01から09まで、個別資料を入れていただきますけれども、02に関しまして規制庁側から質問等あればお願いいたします。
1:09:31	はい。規制庁高先生よろしいでしょうか。はい。
1:09:34	はい。02に関してなんですけれども、規制庁高松です。0西資料0に関しましてちょっと確認をさせて、コメントをさせていただきます。

1:09:48	はい。資料 02 ですね、右下 4 ページ以降に添付 1 日或いは添付 1 という感じで
1:09:59	事業許可ですとか、或いは設工認等との反映事項の日整理表というのを付けていただいているんですけども、それに関しましてちょっとまず最初にちょっとざっくりとした言い方で申し訳ないですけども、
1:10:12	ちょっとこの表の整理表ですね見ていくとですね、ちょっとその、
1:10:18	最終的に一番右側に反映のところですね、どこどこに規定してるというような書きぶりになっているんですけども、具体的にちょっとどう、どう、どう規定されているのかとかですねあれはどこにされてるのかっていうのが、細かく見ていけば、
1:10:32	他の事例を見ていけばいいわかるところもあり、ある、ありつつですねちょっと明確でないところもあったりするので、ちょっとそのあたりのところはちょっと 1、もう一度ですね一通り
1:10:42	見なおして整理をしていただきたいというふうに思っています。例えばなんですけども、右下 4 ページですね。
1:10:52	ナンバーで 1-1 のちょうど真ん中辺りのところでちょっとこの表の中で、唯一丸がついてるところがあると思うんですけどもちょっと控えてるところもあるので、言わないようにしつつ、いきますけれども、
1:11:06	ここで説明のところ、何とかによるインターロックの撤去に伴う当該インターロック削除についてはということで、23 条 29 条となっているんですけども、
1:11:17	この辺りのところってのは例えば具体的にどういうふうになってるのかとかですねそういったところがちょっと見えないというところと、あと、言葉の、これは言葉の問題ではあるんですけども、11 月 15 日にご提出いただいた、
1:11:30	変更の
1:11:33	説明の中でですね、変更の理由のご説明の中では、これ、インターバル撤去じゃなくてインターロックの改造に伴う、運転条件の何か削除、そういったことの、
1:11:46	何かいろいろ変更ないだったかと思うんですね。そういった形でちょっと要は関係が少し
1:11:54	わかりにくいところがありますので、ちょっとそこは改めてですね、整理をしていただきたいというふうに思います。
1:12:01	あわせてなんですけども、ちょっと幾つか例としてですねもう少し、もちろん全部例示をしたいと思いますので、それそういうそのうちそういう点も含めましてちょっと全体をですね改めて、



1:12:14	見直しをお願いしたいというふうに思っています。例えばですね、
1:12:22	ちょっと 11 ページ 11 ページに、右下 11 ページに行ってください、
1:12:32	ちょっと青字 A3 の 3 で青字になっているところですね。
1:12:35	項のところでは、この防護カバーとそのカバー関係のところについての対応について、25 条に規定するもあるというふうになっているんですけども、
1:12:45	今 25 条の方の修正を見るとですね、これ、関連するというカバーに関連してる修正ということ意味書くかとは思いますが、要はシートに関する記載が削除されているだけでその 5、カバー等については、
1:12:58	規定とかってというのがちょっと見えない方がするので、その辺のところですとか、
1:13:03	ちょっとはっきりしないとかですね。
1:13:06	というのがありますしあと或いは、ちょっともう一つ例を挙げますと、同じく、この 2 番の 02 の資料で、
1:13:15	14 ページに行ってください、
1:13:19	これも丸がついているところ 4-2 のところですかね、二酸化炭素消火剤の話のところろくに、話が、
1:13:30	4-2 別の 7 号炉 85 と進んでいるところですけども案のところですけども、これ 21 条の 2 とか添付 1 に規定するとなってるんですがちょっと、二酸化炭素消火剤そのものの記載がちょっとこの辺の条文とか添付のところちょっとように見えないような、
1:13:45	感じがしますので、そのところの対応ですねそういったところをちょっと、
1:13:49	ここだけじゃなくてですね散見されるようですので、この資料につきましてちょっと改めて確認をお願いするということです。今丸の話をしましたけれども、
1:14:00	ちょっと直接今回の修正と関係ないかもしれませんが合田変更とは関係ないかもしれませんが、三角のところについてもちょっと同じくちょっと関係が見えにくい或いは対応が見えにくいところが、
1:14:12	幾つかあるようですのであわせて丸のところだけでなく全体をということで今、お話をさせていただいています。例えばなんですけれども、
1:14:21	ちょっとお待ちください。
1:14:23	ちょっと戻っていただいて、024 ページのところですけども、
1:14:29	先ほど申し上げた丸の記述の下のところですね。

1:14:35	1-1のマルであるそのちょうど下のところで、説明のところではこの機能確保については何とかっていうところなんです、この機能確保多分インターロックの機能学校のことだと思うんですが、
1:14:47	小例っていうのはどこを指してるのかってのはちょっとこれだけではちょっとわかりにくいというのがあったりとかですね。
1:14:55	或いは、次の5ページ目に行ってください、
1:15:03	これも一番上のこの枠のちょうど5-19と真ん中に書いてあるところを、
1:15:07	なので、この核的制限値に係るところの確認の話で、24条に規定してるとなってるんですがこれちょっと核的制限値を満足せず、落ちていることの確認っていうのが、どこのことを指すのかちょっとそういうところをちょっとあの、
1:15:19	要は、少し説明が足りないとかちょっとわかりにくいところがあったりしますので、そういう意味です、ちょっと今まで申し上げたところを含めてちょっと全体の見直しをお願いできないかということなんですけどいかがでしょうか。
1:15:33	日本原燃でましてございます。今ご指摘踏まえまして今反映してるとか、規定してるというところ条文のタイトルしか書いてございませんので、
1:15:44	上部のどういうところに反映するというか、具体的に許可との
1:15:49	手続きに入っていることがわかるように全体的に直させていただきます。以上です。
1:15:58	規制庁高橋ですお願いしますあとちょっともし場合によっては必要があれば言葉なんかちょっと統一するなというところもあわせて、ご確認の方をお願いいたします。
1:16:09	茂木でございます。そうですね。従来の説明指導、他の説明資料とか、言葉の使い方とかも、整合をとるような形で、確認して修正させていただきます。以上です。
1:16:23	はい。規制庁高橋です。よろしく申し上げます。02に関して私からは以上です他のどなたかございましたら申し上げます。
1:16:33	規制庁の藤原です。私からは1点ちょっとお願いベースに近いんですけども、この資料の中で、添付2、添付1-2とかもそうなんです、
1:16:45	こちらの整理の中では、例えば添付の2であれば、93ページから始まっていますが、許可で、

1:16:55	どこの部分に書かれていたのかっていう、大枠まず第7号の何とかに関する事項とか、大枠でどこに書いてあったか、その中で、4ポツ2ポツ3文書の整理であったりと、
1:17:09	いうふうに展開していただいている、それは添付2化許可の添付に関しても、添付書類2っていうことがあり、その中でこういったところの事項に書いてあったかと。
1:17:19	いったところが書かれていて、店舗1波であればそれが設工認の中の設工認の本文の中でもどこだったのかとか、補足説明資料だったのカードの補足説明資料だったのかとか。
1:17:31	そういったところが記載されているものの、1-1の表の中では、情報量をたくさん含まれているせいもあるかもしれない、工夫としては、ページ番号、
1:17:44	で示されてるような気もするんですけども、戸部津野さんと書かれていた、4ページ、通しページで4ページなんかでいうと、別の3と書かれていて、記載内容がポンと唐突に始め、
1:18:13	日本原燃デマチでございます。確かにページ、11-1、4ページの資料の方ですと
1:18:24	をふやしてるような形ですので、
1:18:29	法案、
1:18:31	はい。別の山の子が書いてあるタイトルかとかですね、そういうふうに工夫して、わかるように修正をしたいと思います。以上です。
1:18:44	規制庁の藤村ですよろしく申し上げます。私からはこの資料は以上です。
1:18:51	来てってオオハシですけども、少し確認をさせてください。この資料4ページ以降に表がついていて、一応梶田大内ということで、赤字が運用面、青字ガードの設備面ということで、
1:19:06	分けて書いているということになってますけども、この色分けに関してちょっと確認をしたいんですけども。
1:19:14	例えば、この5ページのところでいくと、一番上の、
1:19:19	濃度、濃縮度5%以下というのはいちになっていますと。
1:19:23	へえ言うんですけども、例えば5ページ目の、
1:19:27	5ページ目の
1:19:30	添付書類5の19のところのその核的制限値あたりの赤字になっているとか、
1:19:37	13ページ目ですかね。

1:19:41	伴の給油添付書類の5-71の管理圧力が0.26というような数字、とかは特に黒字になってんですけども、
1:19:52	この差っていうのは、
1:19:55	どういう整理でこのようにしてるのかちょっとご説明できます。
1:20:01	はい、衛藤平松でございます。まず、4ページの一番上のやつですね、濃縮度5%以下っていうんですけども、
1:20:11	こちら直接的に保安規定の方で105%っていうのが今規定してございますがそういうのは、青という形にしてございます。
1:20:22	もう一つ1ページの
1:20:28	添付書類の方の、
1:20:30	5-19。
1:20:32	5-19のところですね、ここ他に追加。
1:20:44	5ページの真ん中にある単一ユニットのところですね、こちら核的制限値の1台1点だになってというのが、基本的に本件は書いてございませんで、
1:20:56	ここは問い合わせ市場取り外し時のリークテストをやるっていうことで、保安規定に規定しているというところでその運用面、
1:21:08	担保する事項、反映する事項というところで、赤字にしているという考え方で、そのあとの色分けはしてございます。
1:21:18	以上です。
1:21:23	今、13ページの方も質問したんですけども、いかがですか。
1:21:35	すいません。日本原燃デマチです。13ページにつきましては
1:21:40	いえ、
1:21:41	吉田であってですね、94度っていうのは保安規定の方で欠席制限値というところで規定しているというところ。
1:21:50	そこを青で抜き出しているという、
1:21:54	何圧力の0.26という、
1:22:03	聞こえてますか。
1:22:06	少々お待ちください。
1:22:19	表。
1:22:23	衛藤は、疑問点にデマチでございます。衛藤94度、
1:22:29	イコール開発部、0.26年のPASCALというところになりますので、保安規定上は管理温度だけを規定してると、こちらの
1:22:41	そもそも設計の方でそういう行為をして、
1:22:46	ルールで保安規定温度を、

1:22:48	労働性年次を規定するということで、温度だけを青字で抜き出しているというところがございます。以上です。
1:22:59	はい。
1:23:02	はい。
1:23:03	理解しました。続いて、色のところで、
1:23:08	また確認したいんですけども、
1:23:38	例えば8ページ目ですけども、
1:23:43	これ、
1:23:53	ちょっと確認したいんですけどもこの2-13の添付書類でいくと6-3のところの、
1:24:05	このスクラ松木ドラフトチェンバを使用するっていうのはこれは、
1:24:11	設備面ということなんで、なんかやっぱ運用面にもちょっと見えるんですけども、
1:24:19	はい。日本原燃デマチでございますこちらなんです。
1:24:23	作業の方法というか、事業とかで、サポート方法に相当するものにとらえまして、
1:24:31	例えば発生しそう加熱して、資金だから、
1:24:35	融資糞を発生させるというような、
1:24:38	ところと、そういうのが過去の方に書いてございまして、そこで同じ解釈、
1:24:45	整理をさせていただいて、分前処理の際に、ドロップ単価を使うっていうところを設計上で担保するというところで、青字で整理させていただいて、
1:24:58	以上です。
1:25:00	わかりました。
1:25:03	続いてですけども、
1:25:14	うん。
1:25:23	ちょっと確認ですけども、14ページとかこの
1:25:27	No.の4-2のプロジェクト5の85とかの遠隔消火設備を設置したとか、
1:25:35	こういうような感じなんですけども何かほかにも何か
1:25:40	防火防火服を設置したとかっていうのはこういうのが、何か設備面。
1:25:45	これもみんなパターンを赤字で、
1:25:47	整理されるということですね、すみません。
1:25:53	はい日本原電町でございます。そう。そうとか商業とか、そういうのは全部、資機材関係は、設置は赤字で整備するというところで、
1:26:03	はい、与儀デマチでございます。そうですね。ここは

1:26:09	8 アボの 85 とかですね、上から 3 段目のところですかね。
1:26:19	二酸化炭素消火剤を使用する際はっていうところでございますけど、こちらの
1:26:25	ぐらいなんすかね、設備を
1:26:29	マキの方に規定していなくてここでそういった人の退避を確認をした後に使用するっていうところを、
1:26:37	そういう運用名を本件に反映するということで、赤字にしている。
1:26:45	稲葉伊井です。はい、わかりました。
1:26:47	続いてちょっと色分け以外のところでちょっと確認をしたいと思います。
1:26:55	19 ページですけども、
1:26:59	これもしかしたら誤字かなと思ったんですけども、19 ページの 5-14、一番下のところのところで
1:27:09	中身見るとその火山のことが書いてありますけれども、外部火災って書いてありますけれども、これはバイパス。
1:27:18	日本原燃、大変失礼しましたこちらへは山の色の構造、
1:27:24	既設駐車場
1:27:26	以上です。
1:27:29	あとちょっと、単に決定だけなんですけども、26 ページのところ、ここから以降のページが、左のナンバーのところが何かちょっと、
1:27:40	少し体裁が整ってないので整えていただきたいと。
1:27:44	ということと、
1:27:48	これは最後確認ですけども、62 ページですけども、
1:27:54	22 ページこれ
1:27:58	122 番と 124 番。
1:28:01	こちらですけども、一応
1:28:05	記載内容が、フィルター99.9%以上というのが書いてあってこれはファクトの範囲を見るとまでとなっていて 24、24 条に規定していると。
1:28:15	いうふうになっているんですけど、何か規定するというふうになっているんですけども、24 条の方を見ると、今回新たに別に 99.9 ということは書いてなくて何か既存の現行の方に書いてある感じで、
1:28:29	一見その 0 じゃなくて三角かなと思ったんですけども、この辺、いかがですか。
1:28:36	はい。日本原燃松倉です。こちらもちょっと誤字でございまして、今もこれ現行の保安の方で 14 条を受けて、あと、別表。

1:28:47	の方具体的に 99.9%というふうな記載がございますので、こちらは 5 時 で三角になります。こちらの方も修正させていただきます。以上です。 はい。
1:28:59	私からは以上ですけれども、本資料、タカナシからその例示で
1:29:05	わかりやすくして欲しいということを示しましたけども全体を見ていた だいて
1:29:11	また提示いただければと思いますのでよろしくお願いします。
1:29:17	個別 02 に関して他規制庁側からありますでしょうか。
1:29:22	はい。なければ、個別 03。
1:29:26	審査基準との整合に関しまして規制庁から確認事項等ありましたら願 いします。
1:29:35	はい。規制庁高橋です。03 につきまして、審査基準との性対応の整理を していただいているところで幾つか確認をさせていただきます。
1:29:49	まずですね、ちょっと、
1:29:55	瀬尾さん。
1:29:59	7 ページです。右下 7 ページで、
1:30:03	炉、第 8 条 1 項 6 号の 2 ポツのところなんですけれども、ここに別表 5 が入っているんですが、
1:30:17	これをですね 6 号にポツ 2、整理したという考え方を説明した、今回 の修正、変更ですね変更点。
1:30:27	を踏まえて 6 ポツに
1:30:30	こういったところの考え方をちょっとお聞かせ聞かせていただけ ますでしょうか。
1:30:37	日本原燃坂本でございます。8 条の以降の日本 II ということですね。 別表 5 宇和入れてますがここは加古志田の調査と管理ということで、
1:30:51	この管理という中で、別表を特に管理する設備ということで別表の方、
1:30:57	今回も
1:31:00	煮えます。以上です。
1:31:04	規制庁高橋です。確認なんですけども今操作管理ということをおっしゃ られたと思うんですけれども、2 ポツのところ、ごめんなさい、652 ポ ツのところって、操作管理に係る組織内規定類の作成ってことが書かれ てるんですが、
1:31:19	相違層位、最終的にはそこに繋がってるのかもしれませんが、修正とし ては調査管理のところの修正かなと思ってちょっとご確認なんですけどそ の辺いかがでしょうか。
1:31:33	上げたものです。そういう意味で

1:31:38	加工施設の操作であれば、こちらの加工施設の操作を否定する文書でいくと運転総括要領というのがございますが、
1:31:51	こちらの中でも今後、特に簡易設備ということで規定はしてございます。
1:31:57	そういう意味で今回、ここが変わるというところで一応、ここに別表の方は記載して、
1:32:06	飯田です。
1:32:10	はい。ちょっと規制庁タカナシですちょっとすいません。一応今あまり少し声が遠かったのでちょっと聞き取れてないところもあったかと思うんですけども、操作にかかるところもはい。
1:32:20	ているというような理解でよろしいんですかねそれ、例えばそれかというと、例えば、この審査基準との関係でいうと、
1:32:29	僕は、例えば午後交通とかそういうところに当たるとかそういうにも下関連するとかそういう考え方というご説明だったのかちょっと、もう一つ、お願いできますでしょうか。
1:32:52	所長。
1:33:13	柳生高本ですこちらの、今もう2ポツのところは、ここに入っている、今ここで挙げさせていただいた内容を、この規定類の中で反映するという意図で、
1:33:28	こちらの方に入れさせていただいてるということです。
1:33:33	以上です。
1:33:35	規制庁高橋様は修正のぜひ、意図というかメインの理由理由が、規定類の方の改定ということなのでこちらに置いたという理解ですね。
1:33:48	規制庁コサクです。
1:33:51	にポツの規定類を作成することが定められていることってというのは、あくまで補足するような要求であって、
1:34:02	本来安全確保のために何をやるべきかと、というようなことの内容が他で定められているので、
1:34:11	それそういう内容を実施するために、規定も定めますよっていう、
1:34:16	ことでの2ポツですから、2ポツだけに対応だっていうのはおかしいだろうっていうことだと思うんですよ。
1:34:23	その点でこの条文なりこの規定をして、保安規定しているのは何ですかっていうことだと思うんですけど。
1:34:35	日本原燃様です。ご指摘の承知しました。そういう意味ではちょっと、こちらはまさに良い、否定するということですので、実際にその直接的に関わる場所というものを、



1:34:53	ところで定める必要があると思います。
1:34:57	ちょっと
1:35:00	傍聴の方ちょっと元検討させていただきます。
1:35:05	はい。規制庁コサクです。具体的には 22 条でインターロックの関係でそのときの装置と、
1:35:12	ということですからその措置を求めているのがどこのこうだろうねということだと思いますので整理よろしくをお願いします。
1:35:28	はい。規制庁高松です続けてちょっと確認、もう、少しだけ確認させていただきます。
1:35:36	御お名前、
1:35:39	無理じゃないか、ちょっと待ってください。
1:35:46	右下 9 ページのところですね。
1:35:52	はい。
1:35:53	第 20、653 ポツのところで、今回、第 23 条の修正については、ここに整理されてる条文が臨界安全管理ということもあるか、あるかとは思いますが、
1:36:08	こちらについてのちょっと考え方とあわせてあと第 29 条ですね、同じ図でいうと、
1:36:17	同じ表で言って、6 ポツのところにこれ整理されてるんですが、
1:36:21	こちらラン、この 2 点ですね、3 ポツ或いは露骨にちょっと整理されたという考え方を合わせてちょっと説明いただけますでしょうか。
1:36:39	清田金沢の 1 としてはですねここ多分インターロックに関する改造に係るところの変更というところで、
1:36:49	も文言というか文章を少し修正されたり削除されたりということだと思うんですが、その点がですね、この絵を踏まえてと
1:36:58	どういうどういう整理でここに置いたのかということをお聞かせいただけますかということです。
1:37:02	はい。そういう意味では先ほどのご指摘まずこちらの組織規程類の作成というところに入ってますが、先ほどのインターロックのご意見も踏まえて、各必要があるから、
1:37:20	いうふうに思いますので、それとあと、後の方につきましては、こちら、異常時の措置として
1:37:30	原因が 29 条の 4 項目に入っているところも
1:37:36	仕組みが変わるとい、委託が変わるといところで、お願いをさせていただきます。

1:37:45	日本原燃デマチでございます。ご質問ポイントとしました同じインターロックの改造等 2、3 項と 6 項で、何で書き分けてるんですかっていう、
1:37:57	ご指摘だと理解してますので、はい。衛藤先ほどご説明したように臨界安全、3 項の臨界管理について直接 23 条できるというところで、整理させていただいてると。
1:38:13	6 の
1:38:15	地震とか、火災等の発生時に講じずをすべき措置として 29 条を定めているというところで整理させていただいてございますけども、
1:38:26	逆に見た億劫。
1:38:29	として見れば、以下、29 条についても委員会、伴さんの方にも関係するというふうに整理し直して、その
1:38:42	ですね、関連するところはすぐ業務の方を記載するようにいたします。以上です。
1:38:52	規制庁高橋一つ整理の方をお願いいたします。
1:38:57	ちなみになんですけれども、当間インターロックの
1:39:02	変更によってその有無の変更に係る部署の変更だと思うんです条文の変更だと思うんですけれども、委員会管理のその方針というか、
1:39:12	条件そのものが、
1:39:15	この場じゃない、方針そのものが変わるということではない。
1:39:20	という理解でよろしいでしょうか。
1:39:23	はい。日本原電はでございます。方針は変わりません。江藤。あくまでも、もしくは制限値 5% 以下を担保するという、そのやり方が、今回、一部削除されたというところでございます。以上です。
1:39:38	きちっと要は具体的なやり方のところが変わったのでそこを変えたという理解でよろしいのでしょうか。
1:39:45	はい。日本原燃デマチでございます理解の通りでございます。以上です。
1:39:50	はい、規制庁高瀬わかりましたはい。
1:39:58	あ、規制庁の藤原から、すみません、横から申し訳ないんですが、今の整理のところで、23 条と 29 条の変更っていうのは、今のところその 3 ポツの臨界管理の方で、メイン、
1:40:12	適合性を持っているっていう理解でいいのでしょうか。
1:40:17	すみません今の流れでちょっとやりとりが何回かあったので、整理させていただきたいんですけど。

1:40:24	はい。衛藤日本原燃松井でございます。カスケードのインターロックにつきましては3部の臨界管理の方がメインでございますので、そちらの方に、29条、5、
1:40:35	書かせていただくということ。
1:40:38	29年は異常時の措置としてもの規定でもありますので、それを6項の方にも、
1:40:46	フィールドへ反映させるというところですか。以上です。
1:40:50	規制庁の藤原です。先ほどのやりとりの中で、最後の方にタカナシとのやりとりで、実際の臨界管理を変更したのかっていう話もあったかと思っていて、
1:41:01	その中では、運用というかやり方を変えるんですよっていうこお答えもいただいたように思うんですけども、その観点でいうと、5ポツとの関係ってどうお考えになられているのか、説明していただけますでしょうか。
1:41:19	はい。日本原燃デマチでございます。江藤最初のこれご指摘2も、その7ページのところでですね、規定のところ、実際の担保すべき事項がまとめられてるような人にございまして、
1:41:34	そういうところは多分
1:41:37	色でちゃんと整理しないとわからないけど、おそらく今の7、9ページの5項のところ、すべて紐づくものと今は思われます。
1:41:47	そうしたところで臨界安全管理の23行なりについても、この後、定量方向のところにも続くものと考え、今は考えていますちょっとここを一度整理させていただいて、適切に修正させていただきます。以上です。
1:42:06	規制庁のフジワラですわかりました全体的にですね今回の変更点ってどれなんだろうっていう、何行に当たるのかなというところを考えていただけたらと思います。佐瀬支店で言うと、
1:42:17	先ほど一旦2ポツの話で、別表第5表という話もありましたが、第20条とか25条というところもその規程類の話に今書かれていて、そちらについてもどこと、
1:42:30	適切かなといったところ含めて考えていただけたらと思いますよろしくお願ひします。
1:42:37	はい。堀米デマチです。承知いたしました。
1:42:48	はい規制庁高松ですすいませんもう1点だけこれは念のための確認なんですけれども、23ページですね、同じくこの記載のちょっとお考えを、
1:42:59	いただきたいんですけれども。
1:43:03	16号の1のところですね。

1:43:08	で、別、ごめんなさい。別表の3というのが入っているんですが確かにこれ巡視点検等で管理施設管理とも、
1:43:18	関わる場所ではあるとは思つですけども別表の3を見ると基本的にはその
1:43:24	点検対象の設備のところについて書かれているというところで、先ほどの関連、先ほどまでと確認するところもそうなんですけれども、今回の設備の新設に伴う設備とかの追加というところがメイン。
1:43:37	まずはメインにあって、そういうところから観点からすると、
1:43:43	ここ、木場さんがここにいたというところの意図をちょっと確認ですけどもいかがでしょうか。
1:43:51	減算です。そういう意味で江藤今尾氏、ご指摘いただいた通りですのでちょっと
1:43:59	今言った全体的に先ほど、今回の変更にあるけども、どこの主としてこの審査基準に該当するのかというところを1本毎に整理させていただきたいと。
1:44:16	規制庁の蒲池です。それでは見直しの方をお願いいたします。
1:44:19	私からは、03は以上です。他何かございましたらよろしく申し上げます。
1:44:32	はい。03の資料に関しまして特にないようであれば、衛藤説明あると思います。
1:44:40	続きましては、衛藤。
1:44:43	04の、
1:44:44	施行時期に係る補足説明資料、こちらに関しまして規制上学科から確認事項等ありましたらお願いします。
1:44:55	こちらですけども私から、まず指摘の方、確認の方をしたいと思います。
1:45:02	まず6ページ目ですけども、
1:45:09	これ確認なんですけども、衛藤。
1:45:13	この上に図が載ってまして、左に(1)(2)(3)とあって(2)の部分。
1:45:19	こちらですけども、こちらは
1:45:23	社長がその指定する日が施行日ということだったと思いますけども、一応これ見ると、施行1ということで、その認可後10日というふうに今読めるようになってるんですけども、
1:45:34	この辺いかがでしょうか。

1:45:39	はい。2本目デマチでございます。そうですね。そこは詳細詳細というか、正確に表し切れてございませんので、1矢印と開始1と、
1:45:51	については修正させていただきます。以上です。
1:45:54	はい。よろしくお願いいたします。
1:45:58	衛藤。
1:45:59	あとちょっと確認ですけども、この19ページ。
1:46:03	ですけども、
1:46:09	19ページの上の現行って書いてあるこの(4)のところで、シートが青いハッチングで書いてありまして、これは、
1:46:21	一応
1:46:23	変更さん、最終的にはそのとるといことなんですけれども、これはカバー設置をするからそのシートを
1:46:33	その土地をなくすということ、ちょっとこの辺のその会計の
1:46:38	考え方を教えてください。
1:46:42	はい。衛藤日本原燃デマチでございます。当時、追加前対策工事を進めておりまして、層厚時は保護カバーのほうをつけることになってございます。
1:46:53	現状、その工事がやれる算定措置みたいな形で、
1:47:01	確かに簡易的な、ビニールシートみたいなのをかぶせて、それを運用上で保安規定できっちり規定してやってたというところでございます。
1:47:11	今後こちらも川瀬工事対象で、ハードとして対応されるというところで、特に運用面として定めるページで、
1:47:25	確かに担保をするっていうところではなくなるというところでこの今の青カッチいうところを、変更の方では削除するというところでございます。
1:47:35	以上です。
1:47:39	説明ありがとうございます。了解しました。衛藤、続いてですけども、
1:47:45	ちょっとこの資料だと、
1:47:47	僕の最初の部分がちょっと見えないのでちょっとこの
1:47:53	保安規定変更認可申請そのものの方も、ちょっとその、
1:47:58	方の、ちょっと68分の20ページですかね、をちょっと見ていただきたいんですけども、よろしいですか。
1:48:08	はい。はい。
1:48:15	うん。

1:48:17	大丈夫ですかね。ちょっとここで確認したいんですけども付則で、1ポツ2ポツ3ポツとあってその下に(1)から(11)ということで並んでるんですけども、
1:48:28	この、まず1ポツの部分じゃない、2ポツの部分かな。すいません。
1:48:35	2ポツの部分で、
1:48:38	8条と11条については社長が指定する日よりっていうふうに書いてあって、八条の方は、
1:48:45	第2項第5号のっていうふうに限定してこの部分に関してはということになってんですけども11号の方は、丸々その11条についてはというふうに書いてあるんですけども、ここは、
1:48:57	その考え方を教えていただきたいんですけども11条の中でも、例えば、
1:49:03	今現、2行とか3行、変更するのは2行とか3行とかなのでその辺かなとちょっと思ったんですけども。
1:49:10	ちょっとその八条と11条の方でその限定する考え方が違う辺りをちょっと教えて。
1:49:17	説明いただければと思うんですけども。
1:49:22	はい。日本原電デマチでございます。まだ八条の方は第2項第5号の方に
1:49:31	朝日本部長以来のところ、今回の会議でございます。そちらの方につきましては、付則の1個、
1:49:38	の方の規定を適用させて、認可を受けた時から10日以内に施行すると。ただ、
1:49:46	2ポツの第8条の第2項第5号につきましては、これ今、
1:49:54	当社全施設
1:49:56	申請させていただいてますけども、そちらのすべての施設の認可が起きないと、適用できないというところで、社長が指定すべきとしているということです。
1:50:06	また11条につきましては
1:50:10	普通の項目で県変更してございますけども、こちらはすべて同じ理由で変更するというところで、
1:50:21	どうなんでしょうか。施行する時期についても、付則の2項を適用して社長が指定するように、適用するということになりますので、11条につきましては個別の項を記載せずに、
1:50:32	授業全体というところで
1:50:37	記載のほうをさせていただいてございます。

1:50:39	以上です。
1:50:44	わかりました。
1:50:46	はい。
1:50:49	続いてですけども、この
1:50:59	04 のこの資料のですね。
1:51:02	ちょっとまず、
1:51:03	18 ページのところを見ていただきたいんですけども。
1:51:08	これ別添ということについて、これ
1:51:16	付則の第 1 項と第 3 項が存在する場合ということで整理されてるんですけども、
1:51:22	一応これを単純に見ると、
1:51:25	認可 10 日後は変更 1 になって、岸大前検査が終わったら変更さんの状況になると。
1:51:32	いうふうに見えるんで、単純に見ると見えるんですけども、一方でこの
1:51:40	変更認可申請書の付則のその 3 ポツの 1 から (11) のところを見ると、例えば 23 条であれば、23 条のうち、遠心機の運転条件とか、
1:51:53	25、(2) でいくと 25 条のうち、防護カバーとかっていうふうに限定をかけてる感じに今なっていて、
1:52:01	それが、別府の方で、例えば 23 条であると、多分この、この中野衛藤。
1:52:10	遠心機の運転条件。
1:52:12	の部分が適用されるというふうに何かちょっとこの付則を読むと思えるんですけども、
1:52:18	この辺はいかがでしょうか。
1:52:23	はい。衛藤日本円デマチでございます。今おっしゃっていただいたという理解で申請者の方、
1:52:30	記載させていただい
1:52:36	県民、18 ページの方についても、そういう整理で、してございます。申請書の方、
1:52:42	運転条件でありますと、これは 8 メートル。
1:52:49	でございます。以上です。すいませんちょっと途中、
1:52:53	こちらの音声少し途切れたところがあったんですけども、
1:52:56	例えば 23 条でいくと、この運転条件ってのはこのハッチングの部分。
1:53:01	だと思うんですけどもそれ以外にも、
1:53:05	後の部分とか、

1:53:07	何かちょっとその、
1:53:08	この運転条件以外のところも、遠心機の運転条件以外のところも入ってくると思うんですけども、
1:53:15	そうする等のうち、新型遠心機の運転条件というだけでは何か読み切れない気がするんですけども、いかがでしょうか。
1:53:26	はい。江藤。日本原燃和智でございます。衛藤。
1:53:29	黒井発注以外のところですね、真ん中の変更1でいう黄色いそうですか。はい。
1:53:38	本申請概要でしょうか。今聞こえてます。お願いします。
1:53:49	すみませんそちらの音声も今、
1:53:52	大丈夫でしょうか。
1:53:54	本庁会議室です。今音声いかがですか。
1:53:59	駄目。今、今、こちらの方に聞こえております。わかりました。ちょっと少し途切れがちなんですけど、今そちらの声も聞こえていますので続けてください。
1:54:08	はい。
1:54:09	日本原燃デマチでございます。江藤。今、18ページで示してございます。変更1の黄色いハッチングの部分については、こちらの
1:54:21	付則で言う1個を適用して、
1:54:26	認可の受けたと、10日以来適用するもので、付則の3項の両括弧1で示している23条のうち、
1:54:36	新型遠心機の運営条件というのが今、非今回情報制限でかかっている病院、マスクングされてるところですけどもその外だけを指しているという、
1:54:47	袋で変更認可申請の方の付則の方はそういう意味合いで記載してございます。
1:54:56	以上です。
1:55:04	すみません確認ですけども、この変更認可申請の方の何々のうちな、1、例えば23でいうと、
1:55:13	新型遠心機の運転条件というふうに書いてるのは、
1:55:17	これは主なこととして書いてるということで、そういう理解でいいんですかね。
1:55:23	日本原燃デマチでございます。そうではなくて23年度内の新型遠心機の運転条件だけは予算を、補足の3項だけを適用させるというところですよ。
1:55:36	すみません。理解しました。



1:55:38	大丈夫です。
1:55:41	はい。
1:55:48	はい。私からは以上です。他この資料に関しまして、他、
1:55:53	確認等ありますでしょうか。
1:55:59	はい。ないようであれば、続いて、05の資料。
1:56:06	火災及び地震発生災害等発生時における対応に関する補足説明資料、こちらに関しまして規制庁から確認事項等あればお願いします。
1:56:27	規制庁の藤原です。私からあと、衛藤 1.2.
1:56:31	お願いいたします。まず、今回前回のヒアリングを踏まえて追加していただいた別表なんですけれども、ちょっとコメント管理表なんかも提出いただいている、それと照らし合わせても、ちょっと
1:56:47	ご説明がちょっと理解しがたくてですね、こちらからお伝えした事項っていうのはおそらく許可を受け、許可なりを受けてですね、
1:56:57	どういった反映事項があったのか、それを第1回でどう反映していて、第2回ではどうしたのかっていうんで1階と2階との関係性、何かわかるようになってことだったんですけども、
1:57:10	右から2列目なんかを見ると、第一段階、
1:57:16	不安定対応状況の下に括弧で第2段階とかって書かれても含むって書かれていて、何かあんまり整理がされているのかよくわからない状況なんですけど、これってどういう説明をされようとしていたのか簡単に説明いただけますでしょうか。
1:57:33	はい。日本原燃上松でございます。そういう意味では、
1:57:39	表の方、第一段階で来年は分けておきながら、第一段階と第二段階のことも含めて書いてございます。ちょっと説明が、
1:57:48	理解しにくい資料になってございますけども、考え方としましては第一段階では、土佐一番上の、
1:57:56	年ですと、反映してなかったんですけども、第二段階を反映したい、明日というところを説明した生田目新居、江藤、大南鹿野くんちょっと書いてございます。
1:58:07	こんなんやったら第一段階だけの供給をご説明すればよくて、大中反映どういうことを反映したかっていうのは、右の欄、今検討1の荷重しか書いてないようなところで、
1:58:19	遠藤市の1.4の手順の整備のところはどういうふうに反映したというふうな、
1:58:26	ことを記載すれば、よりわかりやすくなるかと思われま。そのような趣旨で、ちょっとこの資料は修正させていただき、

1:58:35	です。
1:58:36	規制庁の藤原ですよろしくお願いします。
1:58:40	で、続けて、
1:58:42	この添付の後に続く、6 ページ目、右下 6 ページ目からの添付資料 1 なんですが、こちらの変更理由についても 02 のところでタカナシからあったような視点と同じようになるんですけども、
1:58:57	この変更理由がですね、あまり具体的でなくて物によってはもちろん横を見ている、横に並べていただけてますので理解できる部分多くある、あると思いつつも、
1:59:09	例えば、
1:59:12	右下 8 ページなんかでいくと、この両括弧 2 で、外部火災今回変更後で、すべて真っ赤になってます。これって、
1:59:21	おそらく 9 ページ目の一番左のところの下のところにある外部火災が、この位置に来たのでっていったところで、全体を真っ赤にされていると。
1:59:30	そうした時にその横に並んでいる、変更理由っていうのが、実際にどこのことを説明してくれてるのかっていうのがわからないんですね。
1:59:40	実際そんなにこの中って、ふやした項目とかそこまで多くなく、
1:59:46	むしろ一つ目のポツで、
1:59:53	頃新規追加とか、僕の
1:59:57	整理をした明確化をしたとかっていったところは、わかりやすいんですけどもこういった場所を変えたりとか、あと江藤、同じ枠の中に幾つもある場合、
2:00:08	どこの変更点について理由を書いていたかというのが、わかりづらい、明確でないといったところがあるので、全般的に見やすいように工夫をしていただけたらと思います。
2:00:20	例えば、あとですね、8 ページ目の一番上のところのポツであれば、衛藤横野変更点ってダンパ閉止の措置っていうの措置が入っただけだと思うんですけども、
2:00:32	それは変更許可施行に係る事項で、笠井何とっていうふうに書かれていて、うんそうなのかなとか、ちょっとやっぱり明確でないなと変更の理由が明確でなくて、理解しづらい部分が多いですので、全体、
2:00:46	見ていただいて、わかりづらいなとやはり思うところについては、もう少し拡充をしていただけたらと思いますがいかがでしょうか。
2:01:00	他に一つのところで複数書いてるようなところがございまして、変更理由のところに

2:01:07	営業部で言うところの部分なのかっていうのがわかるように資料のほうは修正させていただきます。やっぱ、
2:01:17	これは保留のこの上にあるやつはこれすいません。
2:01:24	0 から繋がっているものでございまして、実際ここで言ってる理由で書いたのは7 ページの (9) の一番最後のですね、核燃料物の振替取扱操作停止というところを
2:01:37	A-2 がちょっと8 ページの方に送られて、書かれてしまってるというような状況ですので、こちらの方についても、どこの部分が、
2:01:47	変更理由と、変更条文の方が変わったのか、対応できるような、資料の方に集中させていただきます。企業です。
2:01:58	規制庁の藤村ですよろしく申し上げます。この資料について私からは以上です。
2:02:04	大橋ですけども、今藤原が言ったことに少し
2:02:09	重ねてということなんですけれども、一応変更理由のところのわかりやすくということなんですけれども、一応変更理由のところ、事業変更許可、設工認に係る事項というふうに
2:02:22	理由が書いてあるところあるんですけども、これ
2:02:25	個別 02 の方で、一応その許可、設工認からの、
2:02:31	反映してる箇所が示されていて、そのナンバーとかを書いてあると、こちらちょっと確認しやすいと思うので、それも併せて記載いただきたいんですけども、いかがでしょうか。
2:02:45	はい日本原燃デマチでございます。評価説方からの反映事項は、個別 02 の方ですべて示してございますので、こちらの資料との紐付けですね、あと、
2:02:58	他の
2:02:59	個別資料においても条文、言い出してるところがございましてあと変更を書いてるところがございましてそちら方も含めて、この 04 の
2:03:10	すいません 05 の資料のみならず、そういう形で、全体的に紐付けさせて、
2:03:16	他の資料との関連性がわかるように、資料のほうは修正させていただきます。以上です。
2:03:24	はい。よろしく申し上げます。
2:03:27	あと、何点か確認ですけども、6 ページ目をお開きください。
2:03:35	これで、
2:03:40	6 ページ目の 21 条の 2 の 5 項ですかね、ここ一応

2:03:46	実施する人が前は各課長だったのが、工場長はというふうに変わっているんですけども、これは、
2:03:57	へえ。
2:03:59	と、基本的にこの八条の方の職務にはこの辺は影響しないという、この辺は市場の方見ても特にこの辺の影響はない感じはしたんですけども、
2:04:08	それはそこで読み、もともと読めるかなということによろしいんですかね。
2:04:15	はい。日本原燃デマチでございます。八条の職務の方につきましては工場長
2:04:21	全部なりを統括するということでございまして、こちらのカスケードベシ等は、運転ルールの工場長参加の運転、
2:04:33	野中の運転化等が
2:04:36	処置をするというところで8条の職務、現状のままで読めるという整理で、
2:04:43	職員の方は今回変更して、
2:04:50	こうした
2:04:52	10 ページ目お願いします。
2:04:58	これもちょっと記載の仕方だと思うんですけども、
2:05:07	1 ページ目で左方のカスケード設備の運転停止の措置というのがある、右に行くとその削除となっていて、その変更理由見ると北の適正化というふうになってるんですけども、
2:05:17	実際には変更後の方の片括弧の化学物質の放出の方にも含まれていると、いうことだと思うので、何か記載の適正化というのと、その削除して記載の適正化というのとちょっと、
2:05:30	よくわからないので、一応記載場所を移したとかですね、何かもう少し記載の仕方を考えていただければと思います。
2:05:40	あと、
2:05:42	6、
2:05:43	左のカスケード設備の運転停止の措置の中で、森林火災等の発生カタノ1 はなにの場合が、時間的余裕がある場合についていう文言は、変更後の方行くと、特にそれを、その部分に関しては
2:05:59	記載がされていないかと思うんですけどもこの辺というのは、
2:06:04	下部規定に落とされたとかそういうことなんでしょうか。
2:06:07	今の2点ちょっとお願いします。
2:06:11	はい。日本原燃デマチでございます。現行の方につきましては、
2:06:18	9 ページぐらいは続いてますけども、各まず、

2:06:23	事情に対して、どういうことをやるかっていうのを書いて、で、現行につきましては、どの事象についても、やることは、同じカスケード停止することは同じでしたので、それを、
2:06:38	各事象のやることをまとめて、片括弧の上、助けた設備の生産運転利益の時っていうことで規定してございました。
2:06:48	いえ、今回変更につきまして
2:06:51	探触子 II、
2:06:53	あと、台風等とかですとカスケード的まで至らない時になるというところがございますので、それは
2:07:02	まとめて書くの不適切だということで各事象の方に、
2:07:08	ですね、(7)の台風等ですと、①番で書いたり、その上の方が9日別紙の法律ですと、①番の方に、
2:07:19	下それぞれの事象用時短停止措置っていうのを、書き分けたというところでございます。
2:07:26	それを消費者庁と記載の適正化、その各場所を移したということで、記載の適正化ということで理由をしてございますけれども、先ほどご指摘いただいたように、
2:07:37	どういう変更か前任者のかっていうのをわかるような形で、資料のほうは修正いたします。以上です。
2:07:45	はい。
2:07:46	わかりました。
2:08:00	ちなみにちょっと少し個別の話がありますけども11ページ目の左の現行の②の中火山事象ばい煙等が発生する、予想される場合というふうにあって、
2:08:14	このばい煙等が、
2:08:17	そのあたりは変更後ん行くと、どこでいう感じになる。
2:08:34	なぜ少々お待ちください。
2:08:40	デマチでございます。鳥羽家の土地につきましては8ページの(ア)両括弧2を変える火災の、
2:08:51	片括弧7の最後のまた書きのところですよ。
2:08:56	こちらの方に行ってるというところでございます。以上でありますか。はい。
2:09:02	私からは以上です。個別05に関しまして、他、規制庁側から確認事項等ありましたらお願いします。
2:09:16	ないようであれば、個別06、
2:09:20	重大事項の資機材の方に進めたいと思います。こちら規制庁から、

2:09:27	確認事項等ありましたらお願いします。
2:09:33	はい。規制庁高梨です。ちょっと確認の前にこれこのまま続けてよろしいですか。2時間以上経ってるんですけど、続けて大丈夫でしょうか。
2:09:46	日本原燃和智でございます。こちらは大丈夫ですけど。
2:09:54	9、
2:10:03	お話、
2:10:05	よろしければ、協力は非常に軽微なところなのでやってしまいます。
2:10:12	はい。規制庁高松です。
2:10:14	06の資料なんですけれどもこれ非常に細かい話の確認だけで恐縮ですけども、
2:10:20	本
2:10:21	ちょっと衛藤4ページのところですかね。
2:10:25	3ページ4ページにあたって資機材の保有数の考え方というのを御整理いただいています、そのところで、
2:10:35	4ページに入って3のところですね。
2:10:38	右側の欄、本県における保有数の考え方で、下線部は予備数を示すというところの欄脇のところを読みますと、大体代替方法なんかは、予備数は設置しないというような記載になっているんですけども、
2:10:53	ちょっとこれの確認、記載の確認ですね、次の5ページに行っていたいて、
2:11:00	補足説明の中で例えば3に該当するのが、真ん中あたりのこの緊急時電話回線とかその代替緊対ところ辺りになっていると思うんですけども、これの緊急時過程のところ一番右側まで行って現行アボさんここまで保有数の考え方ですね。
2:11:15	というところを見ると、この予備って書き方がされてるんですけどもこの予備っていうのは、ここでは先ほど言ったその考え方は、予備の設置の予備とどういう関係にあるのかっていうのをちょっとご説明いただけますでしょうか。言葉の問題だけだと思うんですけども、
2:11:32	はい。日本原燃デマチでございます。確かに文字づらだけ見るとちょっと合わないんですけども、
2:11:40	等は、5ページの先ほどご指摘いただいた、緊急時回線等につきましては、他の代替措置、
2:11:51	この4については埋設と共有する部分もありますので、それで予備を持っているという形になります。
2:12:01	ちょっとここだけは、それはどう、予備を、

2:12:05	実質的には持ってしまってるということでちょっと考え方が合っていないようなところは、その辺はちょっと注釈入れるなりして、ご説明できるように資料の方を修正させていただきます。
2:12:16	以上です。
2:12:19	はい規制庁高橋です。その辺のところについては別に余裕を持ってはいけないことではないということだと思いますので、説明の統一性といいますか一貫性みたいなものが、
2:12:31	わかりやすくなっていればいいかと思いますのでよろしくお願いします。併せて補カー。
2:12:37	Mをですね例えばちょっと先ほどの表で言うと2のところでもやっぱり予備は設置しないというような記載がある。
2:12:45	たりして、ただ2に該当するやつでも、
2:12:49	ちょっと待ってくださいね例えば今の5ページでいうと衛星電話なんかで予備っていうのがあったりするのちょっと合わせて他に記載の整理という問題だと思いますけれども、ちょっと併せて確認の方よろしくお願いします。
2:13:04	ありがとうございます。
2:13:16	規制庁大橋ですけれども、
2:13:20	ご確認、
2:13:21	します。9ページ目お願いします。
2:13:25	9ページ目で、
2:13:28	下のところにその監視カメラと、
2:13:33	サッカーまいカーテンというものが、赤字で記載されてますけれども、こちら、
2:13:38	事業許可の方では、分類のカバーになっていると。
2:13:44	ということで、
2:13:46	特に予備数とかも書いていないという状況だと思いますけれども、これ、許可等が設置ポイントでの位置付けとか予備数をせ、
2:13:56	水の考え方とか、この辺ちょっとご説明いただけますか。
2:14:03	はい日本原燃デマチでございます。9ページに書かれてる監視カメラと、過程につきましては、会議の方では文章中で出てくる。
2:14:14	ので、資機材の表が許可にもあるんですけども、そちらの方ではカメラと管理の方はしない。
2:14:23	従いまして
2:14:26	およその考え方だとか、特に難題を入れますっていうのが許可では、記載しないというのが現状でございます。

2:14:35	今回設工認の方で、こちら
2:14:38	はこちら仕様表とかに投票せずに基本設計方針の方で文言として、このカメラとカーテンが登場するということもありましたので、改めて保安規定では、資機材として、
2:14:54	これらを認知させて、しっかり管理しようというところで、今回、台数だとか、点検の考え方っていうのを規定しているというところがございます。
2:15:06	以上です。
2:15:19	はい、わかりました。この辺少し、何か補足とか、
2:15:22	加えていただくことができますか。
2:15:27	はい。日本原電、今ちょっとご説明した通りでのことを許可と施行令の関係性をですね、ちょっと右の欄とかでも、
2:15:37	下に追加するようにいたします。以上です。
2:15:42	はい。よろしく申し上げます。他省庁から、
2:15:46	確認事項等あればお願いします。
2:15:49	規制庁の藤原です。
2:15:50	右下ページで 11 ページをお願いします。衛藤。
2:15:56	これで保安規定の方で言うと、資機材の中が資機材等の中の携帯用照明器具とか、APDのところにはご様子で
2:16:07	現場対処用資機材に含むって書かれていて、保管場所が、そこと同様というふうに書かれているんですけど、補足説明資料でそういった形のままだに、
2:16:18	あまり補足されているような感じではないんですけど、7 ページとか 8 ページの実際のところを見ていると、いろんな場所に保管されていたりとかするんですけどこの辺との関係性ってどうなってますか。
2:16:32	結局イコールなのか、それともその中の一部であって、実はここの部分なんですみたいなのがあるんですか、ちょっと教えてください。
2:16:41	はい日本原燃デマチでございます。実態としてはイコールでして、ちょっとそれぞれ、今、何々と同じって書いてあるところ、
2:16:52	詳しく書くのか、ちょっと検討させていただきますけども、同じように、その呼び出しているところと同じところに配置してるのが実態でございますので、それがわかるような形で資料のほうは修正いたします。以上です。
2:17:08	施設のフジワラです。わかりました 5 ページ目のところの通信のところも代替品というふうなところがあってそれも同じっていうふうな理解でいいですか。



2:17:18	他の通信連絡設備ですかね、そのところにも含むというところで、同様っていう形で、同じような記載になってるんですけど、そちらも同じ考え方というふうに認識していいですかね。
2:17:38	もう一度お願いします。すいません。規制庁の藤原です。先ほどのところも固有数とかで、何とかに含むっていう形で保管場所は、
2:17:50	元のところと同様というふうな記載なんですけども、5ページのところ、
2:17:54	もうあと代替日のところで他の通信連絡設備と書かれていて、所内携帯電話、携帯電話衛星電話と同様というふうに書かれているんですけども、
2:18:04	こちらさっきと同じ考えで、
2:18:07	ふやすであったり、保管場所っていうのは実はイコールですっていうことでいいのか、その辺も教えていただけますか。
2:18:18	はい。日本原燃デマチでございます。
2:18:21	先ほどと同じようにリコールっていう意味合いで書いてございますので、そちらの方がわかるような、資料の修正をさせていただきます。以上です。
2:18:33	規制庁の藤原ですわかりましたよろしく申し上げます。
2:18:36	この資料について私からは以上です。
2:18:40	規制庁橋田ですけれども、他、ないようであれば、進めたいと思います。
2:18:45	続いてですけれども、07のシリンダ管理に係る
2:18:50	説明書、こちらに関しまして規制庁側から確認事項等あればお願いします。
2:18:58	こちら私から、
2:19:01	確認というか、ですけども、
2:19:07	この資料をですけども、一応、
2:19:12	8ページ以降から、
2:19:14	ナンバーとして業務各業務フローにおけるその考え方と高圧系の
2:19:20	お伝えをしてますけれども、備考欄のところでは基本的に、
2:19:27	入っても、備考で特に何も書いてないんですけども、
2:19:34	ただ私が
2:19:36	思うに今はこの7、12ページの辺りのナンバー8とか9の、この辺とか、これまでの考え方と異なると、

2:19:46	いうことかなあとちょっと思うんですけども、その備考のところ、この考え方が考え方でこれはこれでいいのかもしれないですけども、従来の考え方と変わった箇所はこの
2:19:57	例えばNo.8 だったらこういうことですよというようなことをですね、何かその備考欄に書くとか、そういったことはできますでしょうか。
2:20:08	はい通り 4 名でございます。それだと今
2:20:13	フロア全体として変わったところを今、6 ページ 7 ページで書かせていただいております。赤字で書いてるところが今回変わったところでございますけどもそれが
2:20:25	8 ページ以降の方になると、結局、どこが為替の感覚で違和感なくなってしまうようなところで、そこは備考の方で、従来から変わったようなところは、
2:20:37	どこがどういうふうに変ったのかっていうのは、資料のほうは修正させていただきます。以上です。
2:20:43	はい。よろしく申し上げます。この資料に関して私からは以上で統轄課長からありますでしょうか。
2:20:51	ないようであれば、続いて 08 の設備の所掌に係る補足説明資料、こちらに関しまして規制庁側から確認事項等ありましたらお願いします。
2:21:04	はい規制庁高松です。08、ちょっと間違い 08 の資料ですけども、
2:21:10	ページ数が、
2:21:15	と。
2:21:23	16 ページですか、別表が 6 ページですね右下 6 ページのところ。
2:21:28	なんです、
2:21:30	ちょっとそもそも論で恐縮なんですけれども個別標語ですね、この整理のその位置付けとか考え方っていうのをちょっとまずお聞かせいただけますでしょうか要はこの特別に管理する日、管理する管理ちょっと設備っていうその、
2:21:44	考え方にこの表に載せる機器っていったものの考え方っていうのをちょっとまずはお聞かせいただけますでしょうか。
2:21:53	はい。日本原燃のカッチでございます。保安上特に管理を必要とする
2:21:59	記載する設備としましては、まず、こちら、ちょっと選定があるんですけども、
2:22:12	距離等で要求されてるような設備、
2:22:16	の一覧がございましてそちらから公認を使用表で記載されてるような重要な

2:22:24	まず選定してその中で整理日間インターロックみたいなものを有している設備、
2:22:32	を選定して書くというところにしており、
2:22:36	ええとその他あと事故時に守衛の影響を監視するような設備、
2:22:41	ていうのも真帆保安上特に管理を必要とする
2:22:45	考えまして、こちらの方に別表の方に記載しているという整理でこちらの別表5を作成しております。以上です。
2:22:57	はい規制庁高垣です。説明はわかりました。
2:23:03	ちなみに、
2:23:18	すいません、ちょっとお待ちください。
2:23:23	す。
2:23:24	うん。
2:23:26	ね。はい。わかりました。ちなみになんですけれども、
2:23:33	麻生インターネット関係のわかりました。今の件は、わかりましたはい。
2:23:40	それじゃ鳥井です。
2:23:42	すいません。
2:23:44	今言われた考えはわかるんですけどそれと、今回の現行から変更案って言われたところろうの変更理由とかがうまく繋がってるのかっていうことだと思うんですね。
2:24:00	右の理由、変更内容に係る説明というこ等でいうと、
2:24:06	一番上の廃棄物及びシリンダ等洗缶については、
2:24:12	設備ではなく運用として担保するものとして削除したって意味がわからないんですよ、ここで削除した理由ということで、
2:24:23	そもそもじゃあ何でここにもともと規定してたんだということ自体もよくわかんないんですけど、
2:24:30	そのあたりがちゃんと説明できるようにして、
2:24:33	くれていうことだと思うんですね。
2:24:40	日本原燃デマチでございます。進めると、
2:24:45	どういった理由にはなっていないっていう説明になって、元も子、従来どいう理由で入れて、
2:24:54	今回ここだから、外しますというようなことがわかるように資料の方は出席いたします。
2:25:01	これはお読みにならず他の、全体的に、そういう形で修正をいたし、いたします。以上です。
2:25:09	はい。補足ですよろしく申し上げますで、そうすると、

2:25:15	資料にまとめてもらえば見れるとは思いますが、
2:25:21	さん、現行のその補廃棄物とかシリンダと洗缶っていうのは、何かインターロックあったんですか。
2:25:30	日本原燃デマチでございます。インターロックはございませんで廃棄物油の管理ウラン量で何キロまで行きなさい。これは別途、
2:25:41	本件で規定したり、洗缶ですと、シリンダーの中の重量が16行。
2:25:47	イエーイ。2番であることを確認するっていう、これを保安規定、
2:25:53	これもインターロックはなくてあくまでもそういった、
2:25:56	制限値を運用で担保するような行為。
2:26:00	として廃棄物と洗缶の方を、従来は規定したというところがございまして、それを今回
2:26:08	ハードで、それで担保するような部分で、考えを、ところ見直させていただいた形で整理したのが、今回変更案として出したもの。
2:26:19	チーフになります。
2:26:21	以上です。
2:26:25	と規制庁コサクです。今の説明自体はわからなくはないんですけど、
2:26:31	今の説明とここで書いてある内容が逆転しちゃって設備ではなく運用として担保するものとしになっちゃってるので、
2:26:37	余計わかんなくなっちゃったのかなという気もします。もともとそのインターロックとして、表があったはずのものが、少し前広2、これまで書いていたということのような気はするんですけど。
2:26:51	そういったところの経緯なりを変えて今回ご用意しましたということをごわかるようにしていただけたらいいかなと思います。よろしく申し上げます。
2:27:02	日本原燃デマチです。承知いたしました。
2:27:08	規制庁タカナシすみませんちょっと若干断ったので申し訳ありませんでした説明の方追加の方をお願いしたい、いたしますそれですわねちょっと合わせて今の飾り重ねになってしまいますけれども、幾つか例えばこの5ページごめん、6ページ7ページ辺りの説明のところですね、
2:27:28	例えばこの下の6ページのこれ下の下から二つ目のページング装置のところも、中央表の解除対象外となったことがあったんですが、これが例えばなぜっていう部分がちょっとわかりにくいとかですね。
2:27:39	7ページに行ってますね、放射線測定器類として、観測車を追加したんですけどここはもうちょっと理由が、ちょっとよく見えていないとかですわねそういった記述が幾つかありますので合わせてちょっと
2:27:52	前は、

2:27:55	説明の補足といいますかわかるようにちょっと工夫の方をお願いいたします。私からは以上です。
2:28:03	はい日本原燃デマチでございますそれと今、
2:28:06	何かいえるじゃない理由とか、結果しか書いてないとか、
2:28:12	幹事会にいるなり根拠なりをしっかりと、資料の方に落ち込むようにいたします。以上です。
2:28:23	結構オオハシですけども、質問とちょっと記載の適正化レベルのちょっと確認なんですけれども、
2:28:31	4 ページ目
2:28:36	別表 1 があって、ここで、
2:28:44	別表 1 のその 4 ポツの (1) 番、放射線監視測定設備があって、これ。
2:28:57	例えば、あれなんですかね。
2:29:02	①と②とかその管理課長とかが違うっていうのは、何かどういう整理でこうされてるのかって辺りをちょっと、
2:29:10	確認をしたいんですけども。
2:29:12	例えば、①から④で、
2:29:15	管理担当課長というのが、
2:29:18	違ったりするんですけど、これ、考え方はちょっと教えていただけますか。
2:29:34	はい。日本原燃のカッチでございます。管理担当課長が違うというところでしたけども、
2:29:44	ちょっと考え方としては、
2:29:50	運転管理課長にかかるものは、中央制御室等で監視できるようなもの
2:29:57	こういったものを、
2:30:00	アンリツ、
2:30:03	それ以外のブルーシャワーですとかあと、
2:30:08	モニタリングポストもとかそういったものについてはあと放射性、
2:30:15	の測定基準とかもそうなるんですけど、
2:30:21	そういったものは放射線管理課長が所管するということちょっと住み分け分かれてると。
2:30:31	以上で、
2:30:32	わかりました。確認までですので、
2:30:37	あと、
2:30:38	すいません規制庁コサクです。
2:30:42	内容見れば、プラントノース。
2:30:46	運転状態なり、異常ないかどうかの干渉している。

2:30:52	ものについては運転管理課長だし、それ以外の放射線管理の関係は補正管理課長だということで、これ自体は違和感はないんですけど、
2:31:03	それがまざって放射線監視測定設備ってなってるところに若干違和感があるってことなのかなって気がするんですが、
2:31:14	これ設工認でこういう分類になってるっていう古藤でしたかね。
2:31:19	日本でのデマチでございます。これ設工認もそうなんですけど許可も、こういう整理でされてございます。以上です。
2:31:30	直接です。そういうところでまざってますっていうことだと思うんですけど、これ、何でこうなってたんですしたっけ。
2:31:47	少々お待ちください。
2:32:00	中原日本原燃の淡路です。ちょっと即答できないので、許可等の考え方。
2:32:08	回答させていただきます。以上です。
2:32:12	すいませんよろしく申し上げます。それでそういうものなのでものとして内容に応じて、
2:32:20	プラントの状態っていうようなことであれば、
2:32:25	制御室で見えるようにしているし、担当は運転管理課長だと。
2:32:31	いうことでわかるように書いていただければと思いますのでよろしくお願い申し上げます。
2:32:39	引地オオハシです。
2:32:41	質問の方続けたいと思います。
2:32:44	そして5ページ目と4ページ目5ページ目なんですけども、
2:32:51	5ページ目をまず見ていただきたいんですけど、ここで一番右の欄の、その変更内容に係る説明の上から2、四つ目ぐらいのパラグラフで現行ではちょうど設備である。
2:33:04	進藤より議題をちょっと区域としてっていうふうに今書いてあって、同じような文言が、4ページ目の上から三つ目の、
2:33:15	段落という部分のところにあって、微妙に文章が違うんですけどもこれは、
2:33:21	記載間違いとかじゃなくてこういうものなんですかね。
2:33:25	この5ページ目の方だとシリンダー及びその新藤沖大悟貯蔵区域と、
2:33:29	しては記載していたがって書いてあって上の方、4ページ目の方だと、
2:33:33	診断及びその主任で置台を貯蔵専用、
2:33:37	区域または、
2:33:39	航空機期待していたかというふうに書いてあって、違うんですけど、これは、

2:33:44	これでよろしいですか。
2:33:50	はい。日本原燃デマチでございます。すいません。単純な誤記で同じ
2:33:56	4 ページ目の議員。
2:33:58	いえ、いえ、こちらの方が政治。
2:34:01	すいません。後は修正いたし
2:34:04	以上です。
2:34:05	お願いします。あとこれも確認ですけども、
2:34:09	5 ページ目の 3 ポツの (3) のところで、
2:34:14	①と②というふうに分かれていますというのがある一方、4 ポツの (1) に関しては、もともと
2:34:25	0102 って分かれてたのが、何か
2:34:29	分割しようがないために統合したというふうに書いてあって、だとするとその 3 ポツの (3) の方も何か①と②は統合するのかなとちょっと思ったんですけども、この辺かかります。
2:34:44	はい。日本原燃上松でございます。確かに
2:34:49	のレベルっていうかそういうのが、統一できてませんので、こちらの方は、
2:34:55	恩恵をそのまま次まで補正の方で対応させていただくと、特にそのような、どういう補正をしていくかというのがわかるような、資料の方を修正させていただきます。
2:35:08	また、これも、
2:35:11	国なんですけども、5 ページ目の下の節、右の
2:35:15	変更内容に係る説明の下から三つ目のところで、主要分析学校については目視可能となったためっていうふうに書いてあって、
2:35:23	これは何か。
2:35:24	どういう理由な。
2:35:26	全部しかなかったのか、
2:35:28	これは何かこれまで説明があったんです。
2:35:34	日本原燃植松でございます。直接購入の方で説明されてると思いますけども、今まで化粧版ですね、店長の方に血小板がありまして、その上を英訳とかは、
2:35:48	走っていたと。今回学賞担当の腐食辞書を受けて、
2:35:56	利用量点検等でもザッと見える範囲で見に行こうというところで、他の結晶一旦、天井のですね、それを外して、クラフトが見えるようになったというところで、
2:36:10	分析ダクトについては、

2:36:13	九州圏の対象にするというところで、追加したというところがございます。その辺もちょっとわかるように、資料のほうは修正いたします。以上です。
2:36:24	よろしく申し上げます。この結晶板を外したっていうのはその検査のために外したんでしたっけ。
2:36:31	あれ、日本原燃デマチでございます。もともと
2:36:35	その化粧板の上に隠れて悪党 20 数年間点検してなかったという、我々の不適合がございます。
2:36:44	それを常時利用するというところで、化粧板を外したというところがございます。以上です。わかりました。はい。
2:36:55	衛藤。
2:36:56	私から最後ですけども、6 ページ目のところで、
2:37:00	この
2:37:08	この右の説明のところの、
2:37:11	四つめのパラグラフで、腐食回収論設備は、技術基準の適合が確認されていないことから、削除したというふうに書いてあるんですけども、
2:37:21	これは何か現行のところでは、
2:37:24	書いてあって、限らんです
2:37:27	削除したと、ちょっとこの辺、何か少し、もう少し説明いただけます。
2:37:35	日本原燃のカッチでございます。
2:37:38	付着ウラン回収設備についてはトーン、もともと現行では A と記載しておりまして、今回、技術基準のが設工認において技術基準への適合性をちょっと示しておる。
2:37:54	あ、これ
2:37:56	施工要は施工対象外でまだ出してない、設工認を出してないっていうところで、ちょっとまだ設備が、
2:38:07	ではないというところで、下の保安上特に管理をしようとする設備から、削除して技術基準、
2:38:15	一度削除して、江藤設工認を取得した後に再度ちょっと設備を追加するというような考えで今回、
2:38:27	削除しております。
2:38:29	以上です。
2:38:33	これ、まだと言います。何か、いずれ、どのタイミングで申請されるつもりなんでしょうか。
2:38:41	日本原燃デマチでございます。こちら先方に、或いは廃棄物管の方の設工認ですちょっとしいつぐらいに申請する方ちょっとまだ未定ですか。



2:38:55	はい。その時に、
2:38:58	施行に今、重ねたタイミングで起きてる方で、二つの事業、
2:39:06	手当をするというところでございます。
2:39:10	はい。理解しました。
2:39:13	衛藤。
2:39:15	08の本資料に関して私からは以上で他規制庁からあるようでしたらお願いします。
2:39:23	はい。よろしければ3号、16、9の他施設との整合性こちらに関して規制庁側から確認事項等ありましたらお願いします。
2:39:35	はい。規制庁高橋です。09の資料ですけれども、これも先ほどちょっと08時と同じような話なんですけれども、これ他施設の関係で並べて
2:39:46	整理をしていただいて、誠意差異の説明ということで記載していただいているんですけれども、要は3のところをちょっともう少し充実という意味です。ここ幾つか見ていくとですね、
2:39:59	大切になってとかって書かれてるところと、あと特定の施設ですね再処理なり、管理設備なりっていうふうになっていきたいということがあって要はその
2:40:10	記載の考え方というか、ルールというかそういう、要は
2:40:15	多分大切になってと書いてあるのはおそらく全部共通的に同じようなものを、
2:40:20	を合わせたというような意味だとは思いますが、特定の施設に合わせるものについては、
2:40:26	おそらく変更の意図が見ているとかですね或いは施設としての良い状況が近いとかそういったことで合わせていくんだと思いますけれども、そういった変更の
2:40:37	絡んでですねそこに合わせてるんだってのは少しわかるような小浦ルート以下の考え方っていうのをちょっと補足することっていうのはできますでしょうか。
2:40:46	説明いただくのはできますでしょうか。
2:40:49	はい。江藤デマチでございます。特定の施設ⅠⅠが書いてると、施設って書いてあるのは先ほど仰っおっしゃっていただいた通りの考え方で、
2:41:02	の布施通として、どっか特定の施設に見たような、同じような管理をしているようなところだと、例えば最初に、
2:41:13	形を特定して記載の適正化をしたというところで考えてございます。その辺がちょっとわからないような書き方になってございますので、その

	辺の考え方を示した上で、資料のほうは修正させていただきます。以上です。
2:41:31	はい。規制庁高橋ですよろしく申し上げます多分そう例をしていただくと、おそらく変更の意図っていうのも少し見えなくなると思いますのでよろしく願いいたします。私からは以上です。
2:41:43	規制庁の藤原です。同じ観点なのですぐ続けてお伝えするんですけども、
2:41:50	通しページで 18 ページとかそれ以外のページにもあるんですが、
2:41:54	江藤清さん暗転停止等の措置は、事象ごとに記載していると、いうふうなこちらにも説明があって、
2:42:03	事象ごとに記載しているのは、読めばわかるのでむしろなぜその他の施設との差分が出たのかっていったところを説明していただきたいので、こちらについても、先ほどと同じ観点で
2:42:16	説明を充実していただけたらと思いますがいかがでしょうか。
2:42:24	はい。伊藤二本木デマチでございます。先ほど 05 の資料でもちょっとご説明させていただきましたけども、部署ごとによって一つと若干異なるところがございますので、
2:42:36	それで各所ごとの方に書き分けた点等はございます。その辺が、なぜ、そういうふうにしたのかってのがわかるように、資料のほうは修正いたします。以上です。
2:42:52	規制庁の藤村ですよろしく申し上げます。先ほど話にあった低周波展とかのところの記載なんですけども、例えば 16 ページ右下のページ、16 ページ、他のところにも、もちろん何点か記載があるんですが、
2:43:06	という F V I 排気っていうふうに書かれていてあとは次に運転江藤液化運転停止と書かれてるんですけどこの U F V I 廃棄ってというのは、設工認の時に、廃棄回収というふうに聞いていた U F V I の廃棄回収って、
2:43:19	説明を受けていた部分と、
2:43:21	同じっていうふうに理解していいですか。
2:43:26	日本原燃デマチでございます。その通りで、いう評価回収と同じ意味合いです。
2:43:33	以上です。規制庁の藤原です。その際に今回保安規定で、言葉を変えた人って何、何かありますか。
2:43:47	日本原燃デマチでございます。言葉は文献から変えてないんですけども、そういうアボ説工認の言い方とかと整合を図るような形で、必要に応じて補正の方で対応させていただきます。以上です。
2:44:03	規制庁の藤原ですよろしく申し上げます。

2:44:06	能城について私からは以上です。
2:44:11	小勝局長がから確認事項等をお願いします。
2:44:25	はい。09の資料で特にないようであれば全体を通じてこの資料にかかわらず、
2:44:32	確認事項等があればお願いします。
2:44:43	よろしければ、最後、
2:44:48	に移りたいと思います。一応本日、コメントの方、しましたけれども、日本原燃において今後の対応スケジュールのほうをご説明の方をお願いします。
2:45:09	衛藤。日本原燃和智でございます。まず、今日いただいたコメント等で、資料だけにとどまる検討予定内容の方に反映させるものがございまずんでその辺は、まず
2:45:23	補足説明資料の方で、すべてこのような形で補正するのかわかる形で見える形で資料の方は作成したいと思うんですけども、これは大体1週間程度、
2:45:33	お時間いただければと思います。それと並行してですね、以上です。
2:45:44	規制庁大橋です。1週間程度で資料を提出ということで理解しました。はい。
2:45:52	今のスケジュールと、他の
2:45:56	含めて、規定上はから、何かありましたらお願いします。
2:46:06	はい。よろしいでしょうか。よろしければ、これで本日の濃縮施設の保安規定のヒアリング、すいません。保安規定のヒアリングの方を終わりにしたいと思います。
2:46:16	広岡の方停止してください。